

平成 30 年 第2回定例会

南種子町議会会議録

平成 30 年 6月 12日 開会

平成 30 年 6月 21日 閉会

南種子町議会

平成30年第2回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月12日）（火曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	7
町長説明	7
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	8
1. 日程第7 一般質問	8
8番 日高澄夫君	8
1. 国保の「都道府県化」について	
2. バス停の雨避けについて	
3. 河内温泉センターの経営について	
1. 休 憩	21
6番 上園和信君	22
1. 町立小中学校の教育環境の整備について	
2. ふるさと応援寄附金の強化・推進について	
3. 次期町長選挙について	
1. 休 憩	31
4番 塩釜俊朗君	31
1. 災害時のライフライン	
2. 町立図書館について	
3. 学校図書館について	
4. 町の活性化について	
5. 災害対策について	
1. 休 憩	49
3番 大崎照男君	49
1. 専門学校誘致について	
2. 防災対策について	

3.	茎永東馬渡川護岸整備について	
4.	南種子町における農業について	
1.	日程第8 報告第1号 平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書	58
	書	58
	総務課長説明	58
	質疑	58
1.	日程第9 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	58
	保健福祉課長説明	58
	質疑	59
	8番 日高澄夫君	59
	討論	61
	採決	61
1.	日程第10 議案第32号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）	61
	総務課長説明	61
	質疑	63
	4番 塩釜俊朗君	63
	5番 広浜喜一郎君	64
	6番 上園和信君	65
	1番 河野浩二君	65
	2番 柳田 博君	66
	7番 立石靖夫君	66
1.	休 憩	67
	6番 上園和信君	67
	7番 立石靖夫君	69
	5番 広浜喜一郎君	70
1.	休 憩	73
	1番 河野浩二君	73
	討論	74
	採決	74
1.	休 憩	74
1.	日程第11 議案第33号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正算（第1号）	74

保健福祉課長説明	75
質疑	75
討論	75
採決	75
1. 日程第12 議案第34号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会 計補正予算（第1号）	75
建設課長説明	76
質疑	76
討論	76
採決	76
1. 日程第13 議案第35号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補 正予算（第1号）	77
保健福祉課長説明	77
質疑	78
討論	78
採決	78
1. 日程第14 議案第36号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第1号）	78
保健福祉課長説明	78
質疑	79
討論	79
採決	79
1. 日程第15 同意第1号 教育長の任命について	79
町長説明	79
質疑	79
討論	79
採決	80
1. 日程第16 議員派遣	81
1. 散 会	81

第2号（6月21日）（木曜日）

1. 日程第1 委員長報告（陳情審査）	84
総務文教委員長報告	84
質疑	86

討論	86
採決	86
1. 日程第2 発議第4号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担 制度2分の1復元、複式学級解消をはか るための、2019年度政府予算に係る意見 書について	86
3番 大崎照男君説明	86
質疑	87
討論	87
採決	87
1. 日程第3 発議第5号 生活交通確保のための地方バス補助制度 見直しを求める意見書について	87
7番 立石靖夫君説明	87
質疑	88
討論	88
採決	88
1. 日程第4 閉会中の継続調査の申し出	88
1. 閉 会	89

平成30年第2回南種子町議会定例会会期日程

6月12日開会～6月21日閉会 会期10日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	12	火	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（4名） 6. 議案審議 (1)報告 1件（報告第1号） (2)条例 1件（議案第31号） (3)予算 5件（議案第32号～第36号） (4)人事 1件（同意第1号） 7. 議員派遣
	13	水	委 員 会	総務文教委員会
	14	木	休 会	
	15	金	休 会	
	16	⊕	休 会	
	17	⊕	休 会	
	18	月	休 会	

	19	火	休 会	
	20	水	休 会	
	21	木	本 会 議 (閉 会)	1. 委員長報告 2. 発議 (1)意見書 2件 (発議第4号・第5号) 3. 閉会中所管事務調査申し出

平成30年第2回南種子町議会定例会

第 1 日

平成30年6月12日

平成30年第2回南種子町議会定例会会議録
平成30年6月12日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願陳情委員会付託
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 報告第1号 平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第9 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第32号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第36号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意第1号 教育長の任命について
- 日程第16 議員派遣

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	8番	日高澄夫君

9番 西園 茂君

10番 小園 實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田 広文君 書記 長田 智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越 修君	副町長	長田 繁君
教育長	遠藤 修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田 真盛君
会計管理者 兼会計課長	小川 ひとみさん	企画課長	小脇 隆則君
保健福祉課長	小西 嘉秋君	税務課長	小脇 秀則君
総合農政課長	羽生 幸一君	建設課長	向江 武司君
保育園長	園田 一浩君	教育委員会 社会教育課長	松山 砂夫君
教育委員会管 理課長兼給食 センター所長	島崎 憲一郎君	農業委員会 農事務局長	古市 義朗君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（小園實重君） ただいまから平成30年第2回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、広浜喜一郎君、6番、上園和信君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月21日までの10日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって会期は本日6月12日から21日
までの10日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（小園實重君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。
○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。お手元に議長報告書を配付してござ
いますので、お目通しいただきたいと思います。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の平成30年2月分から平成
30年4月分までを配付しております。
次に、各種行事・業務及び動静については、平成30年3月5日から6月11日まで
の分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。
議長会関係の会議であります。5月8日、平成30年度熊毛郡町議会議長会総会
が開催され、平成29年度事業報告・決算、平成30年度事業計画・予算が提案され、
承認及び原案可決しております。
また、5月10日、鹿児島県町村議会議長会臨時総会が開催され、任期満了に伴い

役員改選が行われ、会長に鎌田勇二朗中種子町議会議長が再任されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（小園實重君） 日程第4、行政報告を行います。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 行政報告は1件でございます。

平成29年度産さとうきびの生産状況について御報告申し上げます。

平成29年度産さとうきびの生産状況についてでございますが、種子島全体の栽培面積は2,294ヘクタール、前年度対比で95%と減少であります。本町においては474ヘクタールとほぼ横ばいでありまして、種子島全体の生産量は11万6,704トンでありまして、前年比で74%でありました。

製糖工場の操業は、12月15日から4月7日までの94日間で終了し、種子島管内の平均単収は5,088キロとなり、平年比で84%でございます。品質面においても平均糖度11度で、平年に比べ2度も低い過去最低の水準となりました。

さとうきびの作柄・生育状況は、生育初期に気温が平年より低めに推移したため、発芽・萌芽が不ぞろいで、生育も悪い中、たび重なる台風襲来により甚大な被害を受け、記録的な不作となりました。

トン当たり農家手取り価格は、原料代分と交付金分を合わせまして1万8,602円あります。10アール当たりの生産額は9万4,646円と前年に比べ3万4,000円下回る結果となり、生産額は約4億4,862万円で、前年度より1億7,000万円の減収となったところでございます。

種子島管内では、平成23年度からさとうきびの不作が続き、種子島全体のさとうきび栽培面積の推移は、7年前からしますと500ヘクタール減少しております。増産計画目標の2,700ヘクタールに対し、生産量17万トンに対し68%となり、危機的状況にあります。

こうした中、種子島地区における自然災害による低糖度、低単収の被害が甚大であることから、去る3月11日には、森山裕地元選出国會議員を中心とした国會議員の畑作物等対策委員会、5月8日には、県議会さとうきび・でん粉用甘しょ振興議員連盟、5月25日には、農林水産省政策統括官を中心とした調査団による現地調査、意見交換会が実施されたところでございます。

この意見交換会の場で、種子島さとうきび栽培の危機的状況を、交付金に関係する方々へ直接伝え、その結果、現地調査を踏まえた自然災害の特別対策がとられたところでございます。

行政といたしましても、さとうきびは、本町を支える重要な土地利用型作物であり、国のさとうきび増産セーフティネット基金事業等をフル活用して、持続的に栽培できるよう各政策を講じ、農業所得向上を図ってまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第5、町長提出の報告第1号、議案第31号から議案第36号、同意第1号の計8件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について、御説明申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、報告案件1件、条例案件1件、予算案件5件、人事案件1件の計8件でございます。

それでは、報告案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

報告第1号は、平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、新栄町焼野線道路改良工事ほか1件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、条例案件について説明申し上げます。

議案第31号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、県条例の改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

次に、予算案件についてでございますが、議案第32号は、平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございまして、4,706万7,000円を追加し、総額55億106万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容としましては、歳入については、社会資本整備総合交付金、財政調整基金繰入金、恵美之江線道路改良事業債などが主なものでございます。

歳出については、町地域公共交通活性化再生協議会負担金、恵美之江線道路改良事業、自然の家耐震補強改修工事費などが主なものでございます。

議案第33号から議案第36号までは、各特別会計の補正予算でございます。

議案第33号は、平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございまして、退職被保険者等後期高齢者支援金等分負担金が主なもので、50万1,000円を追加し、8億4,502万8,000円とするものでございます。

議案第34号は、平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、水道施設原材料費が主なもので、358万円を追加し、4億4,876万

1,000円とするものでございます。

議案第35号は、平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、生活サポーター事業補助金が主なもので、55万3,000円を減額し、6億7,601万円とするものでございます。

議案第36号は、平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、人件費に伴うもので、127万5,000円を追加し、8,927万5,000円とするものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育長の任命についてでございまして、任期満了に伴い、再任するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小園實重君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（小園實重君） 日程第6、本日までに受理した請願陳情はお手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

日程第7 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、日高澄夫君。

[日高澄夫君登壇]

○8番（日高澄夫君） 厚生労働省は5月21日、65歳以上の高齢者が支払う2018年度から20年度の介護保険料が、全国平均で月額5,869円になるとの集計結果を発表しました。15～17年度の5,514円と比べて355円、6.4%ふえました。

高齢化の進展に伴う介護サービス利用者の増加や、事業所に支払う介護報酬が、ことし4月から0.54%引き上げられたことが要因であります。介護保険料は、全国1,571の自治体と広域連合がそれぞれ3年ごとに改定、集計によれば、全体の78.0%が引き上げ、16.3%が据え置き、5.7%が引き下げとなりました。

現行制度は、介護サービスの利用がふえたり、介護報酬が引き上げられたりすれば、直ちに保険料の引き上げに跳ね返る根本矛盾を抱えております。現行制度のままですと、団塊の世代が全て75歳以上になる25年度には、約7,200円、高齢者人口がピークを迎える40年度には約9,200円に上昇すると厚生労働省は示しておりま

す。

鹿児島県内の状況についても同日、報道がありました。

高齢化が急速に進み、介護が必要な人がふえる中で、先月から65歳以上の高齢者が支払う介護保険料の県内の平均が月額6,138円となったことが厚生労働省のまとめでわかりました。これまでより400円余り上がり、全国平均を260円余り上回っております。

市町村ごとに定められる介護保険料は、今後見込まれるサービスの利用料などをもとに3年に一度見直しが行われ、先月新たな保険料に改定されました。

厚生労働省がまとめたところ、65歳以上の高齢者が支払う介護保険料は、県全体の平均で月額6,138円となり、これまでより419円、率にして7.3%引き上げられたことがわかりました。

全国の平均は5,869円で、鹿児島県の平均額は、全国の都道府県の中でも15番目に高くなっております。

県内の市町村別では、最も高いのが瀬戸内町で7,700円、次いで和泊町で7,600円、与論町で6,800円などとなっています。一方、金額が最も低いのは伊佐市の4,850円、三島村と南種子町で4,900円などとなっていて、全体の9割近くに当たる38の市町村で保険料が引き上げられております。

一方、薩摩川内市やいちき串木野市、南種子町、徳之島町、伊仙町の合わせて5つの市と町では保険料が変わらず、据え置きとなりました。

鹿児島県によると、介護保険制度で要支援や要介護の認定を受けている65歳以上の高齢者は、去年10月の時点で8万8,189人に上るということで、県は介護予防などの取り組みに引き続き力を入れて、保険料の増加をできるだけ抑えていきたいとしております。これは5月22日報道の要旨であります。

それでは、質問をします。

国保の都道府県化に関する問題について幾つかお伺いをします。

初めに、改めて、政府はなぜ国保の都道府県化をスタートさせたのか、狙いは何かについてであります。私は、機会をつくって国保問題を取り上げてきました。町民の所得は上がらないのに、国保税が高かったからであります。

安倍総理は、しきりにトリクルダウンを主張しますが、地方は一向によくならない、所得向上が見込まれない、しかし、医療費を含む社会保障費は増加の一途であります。

そこで、安倍政権は2015年、国保の都道府県化を含む医療保険改悪法案が可決成立し、2018年度から新制度がスタートしました。

私は、この国保の都道府県化の狙いについて、公的医療費の抑制、法定外繰り入

れをやめさせて、納付金の一切を保険税で納付させることと理解をしておりますが、国・県の説明会でどういうふうに説明があったのか、簡単にお願いをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 日高澄夫議員の御質問にお答えいたします。

端的に申し上げますと、日高議員の意見に私も同じであります。わずか5,600の人口である南種子町、熊毛郡で一番小さいわけでありまして、こういう中でどうするかというのが町長に課せられた課題であります。他のまちと違った政策を実施していることだけは事実でございます。

つまり、医者にいかにかからないかという、その方策を今、福祉の予算の中で実現しておりますので、これは今すぐできるものではなくて、保健師5名の職員が毎日回っていることも含んで、これからさらに保健師をふやす中で対応をしてみたいと思いますが、御質問の件につきましては、国保運営のあり方について改革が行われて、平成30年4月より新制度がスタートしたところでございます。

国保の都道府県化は、これまで市町村ごとに運営をした国保財政を、県が財政運営の責任主体として、県全体の医療費給付を賄うことで制度の安定を図ることが大きな目的となっているところが指標でございます。

たくさんありますので、またお答えしたいと思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 今の説明ではどうしようもならないんですけども、事務的に所管課長に説明をしてもらいたいと思いますので、次に行きます。

国保の都道府県化による県と南種子町の仕事の仕分けについてお伺いをしますが、まず、都道府県化の骨格部分である納付金、標準保険料率、国保運営方針、ここが一番のがんになると思うんですが、それから、4番目に、保険者努力支援制度の4点について、具体的にお願いをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

県と南種子町の役割分担でございますが、まず、納付金については、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとに納付金を決定をしているところでございます。町は、決められた国保事業費納付金を県に納付をいたします。

標準保険料については、県は、標準的な算定方法により市町村ごとに標準保険料を算定し、公表をすることとしています。町は、その標準保険料を参考に税率を決定をしているところでございます。

国保運営方針につきましては、県は統一的な運営方針として国保運営方針を示し、町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進をしているところでございます。

最後に、保険者努力支援制度につきましては、県は市町村の保険者努力制度の各項目について支援を行い、県に配分される交付金の3分の1を、県の特別調整交付金として市町村に交付をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 国保運営方針について今、広域化という説明がありましたけども、将来、この6年間の期間が終わった後、大阪府なんかは1本の国保保険料にするというのがマスコミ等で説明もあったんですが、多分に鹿児島県もそういう形になっていくだろうと思います。

そうすると保険税が高くなっていくわけでありまして、そういう中で、町長が先ほども言いましたように、医療費を上げない取り組みとか、保険税を上げない取り組みという点で、本当に一自治体で大丈夫だろうかという心配があります。

それと、保険者努力支援制度、これについても国・県は今現在、試運転をやっているという実態であります。去年、おとし、二、三年前から滞納整理という点で差し押さえをやって、競売をやるというような、その地ならしをやってきているのが実態でありまして、18年度からはそれが徹底されるということで、その保険者努力支援制度というのは、そういうふうな国・県の言うとおりの真面目にやったところには点数をつけて、採点をして、この3,400億円の中の一部を褒美として与えるというふうなのが、この保険者努力支援制度というものであります。

それを町長がしっかりと認識がされているのかどうかというふうに心配なところではありますが、この国保運営方針の中で、厚生労働省は市町村が行っている一般会計の法定外繰り入れを今までやってきましたが、今後、18年度からも解消すべき法定外繰り入れと、続けてもよい法定外繰り入れというふうに分類をしているようですが、そのように理解をしてもいいでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

法定外の繰り入れについては、年次的に解消をしていくというのが県の方針でございます。ただ、当面、今の状況では法定外繰り入れがなければ運営ができないところもございまして、今後、赤字の団体については改善計画をつくって、その計画に基づいて運営の健全化を図っていくという方針になっているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 幸いなことにといいますか、3月議会で29年度の国保改定につ

いては法定外繰り入れがなかったというふうに課長から説明もありましたけども、今まで私は、保険税を下げるために法定外繰り入れを何とかお願いをしたいという形で言ってきたつもりですけども、医療費が上がって、それによる赤字が見込まれるという点で、法定外繰り入れをしてきた。

これは、国が交付金等を削減をしているために、やむを得ず自治体が法定外繰り入れするのを黙認してきたという、そういう実態がこれまでであります。

そういう点から、南種子町はこの8年、10年の間、一番、熊毛郡内でも保険税が高かったし、また、県内でも高いほうに並べられていたというのが実態でありまして、そういう点で私は、機会があるごとに保険税の引き下げを要請をしてきたわけですけども。

それで、課長にお伺いをしますが、解消すべき繰り入れとしては、どういうものについて国・県は説明をしているか、続けてもよい繰り入れということはどういうものを認めているか、簡単にお伺いをします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 継続してよい法定外繰り入れについては、当初の県が示した納付金の額を超える保険・医療費等が発生した場合、それから、適正な課税をしたにもかかわらず赤字に陥った場合は継続してもいいということになっているようでございまして、ただ単に保険税率を低く抑えて法定外繰り入れを行うというのは廃止をすべきというふうに説明を受けているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 事務的にいきます。

全国知事会などの地方団体が要求した国保の構造問題を解決することなしに都道府県化を進めることは認められないと、知事会や6団体は言っているようですが、これは国保新聞の2014年7月10日号などに掲載されているようですので、できるだけ詳しく、簡潔に、簡潔でわかれば一番いいんですが、もし私たちが理解ができなければ、詳しく時間をとってお願いできますか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 御質問の全国知事会の要求内容でございますが、簡単に読み上げたいと思います。

平成23年当時、社会保障・税一体改革成案を受け、事務レベル協議では市町村国保が5,400億円の法定外繰り入れと繰り上げ充用を行うなど、厳しい財政運営を余儀なくされている状況に対し、持続可能な制度の構築という大前提を抜きに議論を進めようとするのは問題であり、真に持続可能な制度とするために、将来推計を明らかにした上で、成案に基づく公費投入を含め、あらゆる方策につい

て検討を行うべきである。

国保制度の構造的な問題に対する抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、都道府県としても積極的に責任を担う覚悟はあるが、これまでの協議を踏まえると、持続可能な制度の構築に向けた具体的なイメージが全く見えない。そのため、今後、政務協議を進めるに当たり、①真に財政基盤の強化を図るための議論をすべき、②国は、財政責任を果たすとともに安定的な財源を確保すべき、③早急な医療費、保険料、公費負担等の将来推計を示すべき、④財政運営の都道府県化の具体的策を示すべき。

と申し入れを行っているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） その申し入れを全国知事会などが国にしたわけではありますが、その結果、何か前進したようなものもあるのでしょうか。協議の結果等について、わかっているとお伺いをします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 現在、この4月から国保の都道府県化が実施をされているところでありますが、国は将来推計を示しております。あわせて、国の公費負担分を消費税の中から国保に投入をして、財政基盤の強化を図る取り組みを進めているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） わかりました。

国保新聞の7月10日号などによると、私の持っている虎の巻では、1兆円の公費負担を行うこと、子育て世帯の国保料を高騰させる要因である均等割を見直してほしい、子供の医療費無料化を行う自治体に対してペナルティをやめてほしいなどというふうなこともあるようですが、これらについては、具体的に実現がされた部分もあるでしょうし、ある程度、18年度からは3,400億円になりました交付金等については、これは、法定外繰り入れそのものは3,800億円ぐらいだったようです。

15年度の決算で3,856億円、全国で。これと同じではないんですが、3,400億円の交付金というふうなことから、知事会等が1兆円というふうに言っていることからすれば、本当に安倍政権は国民いじめをやっているんじゃないかというふうに率直に思わざるを得ません。

次、これまではそういう全国的な動きも含めて、知事、首長と国とのやりとりという形で事務的にお願いをしましたけれども、4番目に、国保への国庫負担について、1984年の国保法律が改正されて、改悪されました。総医療費の45%という国庫負担

が、給付費の50%に削減されたのが1984年の国保法の改正であります。

その中で、2016年度はどうなっているかというのが1点です。

2016年度の国庫負担額について、改悪、1984年の総医療費掛ける45%と、それから、改正後の給付費掛ける50%との関係で算出をしてもらえれば幸いなんですが。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

2016年度での試算でございますが、2016年度の総医療費6億4,661万7,364円の45%、2億9,097万7,813円ということになります。それを給付費保険者負担分に引き直しますと、4億6,585万8,839円掛ける50%で、2億3,292万289万9,419円となります。5,804万8,394円の差額となります。

2016年度の平成28年度でございますが、国庫支出金は2億3,613万9,924円の決算予定でございますので、後者と同程度の国庫負担となっているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 5,000万ぐらいの、しかし、南種子町の国保財政にすれば5,000万というのは大変な金額ではないだろうかと思えます。

国庫補助金が、名目は別にして5,000万円近くの削減になっているということでありますから、大変なことだろうというふうに思います。

5番目に行きます。2017、18年度の税率と税額を夫婦子供2人の4人家族として、年収350万の場合、年間の国保税について示してください。

そしてまた、全国知事会等が、協会けんぽ並みに国庫負担金をお願いしたいというふうに言っておりますので、協会けんぽ、組合健保の保険料はどうなるのか示していただきたいと思えます。

私がこの一般質問をお願いする狙いというのは、協会けんぽ、組合健保に対して国保税がいかに高いかを、私が計算ができないもんだから、税務課長をお願いをしたいということでもありますので、よろしくお願いをします。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） お答えいたします。

2017年、つまり平成29年度の税率で算定いたしますと、国民健康保険税は、今提案された夫婦子供2人の4人家族、年収350万円の場合、国民健康保険税で40万4,200円となります。平成30年度の税率で算定いたしますと44万7,600円となります。

また、協会けんぽを算定いたしてみますと、約20万1,000円程度、組合健保では、大手の会社でございますけども、18万7,000円程度になるようでございます。

御存じのとおり、協会けんぽ、組合健保については、事業主との折半があるということでこの額になっているというような状況でございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 40万と20万という簡単な理解でいいのかなというふうに思いますが、町長、そういう認識です。町長の感想はいかがですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には、そういうのが国から示されておりますので、ちっちゃな町としては、例えば、繰り出しをすることによって、その繰り出しのそこについての対応がないということであれば、財政上非常に問題を来しているわけでありまして、現段階では、日高議員が言っているように、負担が高いわけでありまして、

つまり、働き盛りの人が国保が多いわけでありまして、これがやっぱり病院に行かない、初期の段階で行かないことによって医療費を高くしていくという、そういう繰り返しでありまして、私としては、だからやっぱり福祉のほうの医療費抑制のための対策を事務的に行うということによって前年度からずっと引き続いてやっているわけでありまして、本年度についても、先ほど申し上げましたが、保健師5人おりますけど、6名にして、さらにそれぞれを回って、初期段階で医療費を少なく抑えることによって、全体の負担を少なくしていこうという、そういう努力によって安い保険料にしていこうということを課長にも話しているところでございます。

ちょっと、答えにくい点もたくさんありまして、ですが、内容的に言うと、私の考えは率直にそういうことでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 町長、ですから、知事会、地方6団体は、1兆円の公費負担増というのを要求をしたわけです。だけど、安倍政権は3,400億円しか認めない。おまけに、ペナルティーは要求をする、圧力をかける。ペナルティーというのを含めて、この差し押さえをやりなさいと、競売をやりなさいという、そういう矛盾したやり方ですよ。

加計問題、森友問題から見ると、安倍さんが何をやっているかということ、国民いじめをやりながら、そういう、一方ではいいことをやっているという全く矛盾したこの安倍政権について、少なくとも国が面倒を見ないときには、地方自治体が法定外繰り入れをやって、被保険者の生活を維持するための対策を立てるとというのが行政としての責任ではないだろうかというふうに思うところです。

そういうことで、本当に、この国保が、協会けんぽあるいは組合健保よりも非常に高いということがはっきりしましたので、これを、町民の皆さんに国保税を下げさせようという取り組みを何とかしてやっていきたいというふうに、私は個人的にはそういうふうに考えております。

次に行きます。2017年度までの前5年間の医療費と伸び率、法定外繰り入れにつ

いて示していただけませんか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

2017年度（平成29年度）までの5年間の医療費でございますが、2013年度（平成25年度）6億9,130万8,995円、1人当たり32万2,589円、伸び率が7.5%ございました。2014年度（平成26年度）6億4,540万4,391円、1人当たり31万3,913円、伸び率はマイナス6.64%、2015年度（平成27年度）6億8,051万4,843円、1人当たり33万円5,560円、伸び率5.44%、2016年度（平成28年度）6億4,661万7,364円、1人当たり34万4,508円、伸び率マイナス4.98%、2017年度（平成29年度）5億9,865万9,738円、1人当たり33万9,184円、伸び率マイナス7.2%でございます。

法定外繰入金でございますが、2013年度、2014年度3,000万円、2015年度3,100万円、2016年度2,274万5,000円、2017年度繰り入れなしとなっているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） ありがとうございます。

それじゃ、最後に、3月議会でも、あるいはまた、去年の12月議会でもお願いをしたんですけども、応能・応益割合の60対40に近づける一つの方策として、先ほどもちょこっと言いましたけども、減免制度の活用があるということです。国保法77条を最大限活用をしていただきたいというふうに思います。

これはいつでもできるわけですので、そのようにお願いをしたいと思いますが、具体的には、国は、国保の都道府県化で地方単独の保険税軽減に充てる法定外繰り入れは解消すべき繰り入れであると指導をしております。これは先ほども課長が言われましたけども。そういう形で、国は、この法定外繰り入れを保険税を引き下げのための法定外繰り入れは相ならんということではありますが、しかし、先ほど税務課長が示しましたように、協会けんぽの2倍近くの保険税であるということからすれば、全く国が言っているのは矛盾をしておりますし、法定外繰り入れをやらざるを得ないと。民主的な自治体では法定外繰り入れをやっているわけですから、そこ辺も考えていただければと思うんですが。

国保法の規定に沿った保険税の減免に当てるための繰り入れは続けてもよい繰り入れとなっております。例えば災害が発生した場合とか、あるいは、不労になって収入が前年度よりも相当減った場合とか、そういうふうに、あるいは、また失業して再就職が年度内に見込まれないとか、そういう場合には、法律に基づいた減免措置が、申請減免ができます。

そういう中で、知事会も要求をしておりますけども、子供の均等割の減免、多子

世帯の国保税の減免を、首長が認めるかどうかの判断によりますけども、特別な事情と認定をすれば国保税の減免を実施できる。あわせて、ひとり親世帯、障害者・児のいる世帯と、そして、毎回言っていますけども、この法定2割軽減との境界層、そういう生活苦世帯の負担軽減のための減免が、一応この南種子町でも規則等で規定されておりますけども、そういうことで、この知事会の要求をしている特別な事情、つまり、子供の均等割の減免、差し当たりこういう場合とか、あるいは、この法定2割軽減がなされる場合の境界層の生活苦世帯、あるいは、また生活保護受給者との均衡を保つための生活保護基準から、例えば50万ぐらい、あるいは30万、40万ぐらいオーバーしたそういう世帯との均衡を保つための申請減免というのが可能ですので、それをしながら、この応能・応益の60対40に近づけるような、そういう取り組みができないかどうかです。この18年度からは、6年間の激変緩和ということで、6年間に限ってでありますから、しかも、それもまた6年間の中に上げていく可能性というのはあると思いますので、そういうことも含めながら、この応能・応益の60対40に近づけるような生活苦世帯の生活を守るために、どういうふうな申請減免の規定を設けることを考えているか、いないか。もう現状どおりということかどうか、町長に最後にお伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員は、ずっとそういう形で意見を述べているわけでありますから、私も議員の考え方、多少はわかります。

今、例に挙げている実施団体というのは、何億、何十万人の都市のある程度豊かな都市というよりも、きちんと政府に物の言えるような知事のやっているところの市町でやっているというほかは、今度、国の段階で統一して市町村が、つまり県が総括するようなことになってくれば、今言われたその減免措置の、そこありますが、それが非常に厳しいというのが、もうはっきりわかっているわけでありまして、可能であればそうしたいわけでありまして、つまり一般財源の点もあります。これは、町村関係で言いましても、あと10カ月ぐらいしか私もありませんので、こういう状況で言えば、前任町長の31年度までの事業をことし全部組んでしまいましたから、一般財源的には、基金は取り崩しておりませんが、今、ことしは5億幾ら取り崩した形になっておりますけども、年度末には、私は、それは全てなくして精算をして、次期の方がやれるような条件をつくらなければいけないんじゃないかと、それが、首長として、やっぱり議会議員に対して正確な状況を説明するというのが現状でありましょうから、そういうことはまず前提にあるということで、私の考え方を申し上げたいと思いますが。

国民健康保険法の77条における減免等につきましては、御承知のとおり、特別な

理由がある者に対する保険料の減免、徴収猶予等はもう記載されているわけでありまして、それはもう議員のおっしゃるとおりでございます。

この特別な理由につきましては、一般的に予想し得ない状況のことを言うこととして、これが、ちょっと我々行政事務を担当している者と日高議員のように意見が言える人との立場の違いというのがあるのかもしれませんが、そういうことがあります。

議員から御質問のさまざまな家庭環境があり、それぞれ御苦労されているわけがありますので、やはりそういった場合は、福祉との連携によりまして、各制度に則した行政サービスを行うべきであると、これは、私はもう常にその辺は考えております。

また、独自の減免に対する財政面におきましては、町独自の減免を行いますと国や県から財政支援はないわけでありますから、その辺でいって、当然、国保以外の被保険者からの法定外繰り入れという財源が必要になります。町の財政状況におきましても、大変厳しい状況にあることは議員も御承知のとおりだと思います。

平成30年度は、国民健康保険税開始以来大変大きな改革の初年度となりました。政府におきましては、国民健康保険税軽減については今後も検討していくようでありますので、国の動向に注視していきたいと思いますが、これが、そう思っているんですが、なかなか都道府県のことを考えるとそうはいかないということもあります。

また、本町の税率につきましても、先日、議会におきまして御承認いただきました全体の調定は昨年の算定方式により下がる試算となっております。

昨年の所得が反映される本賦課の状況も見ながら、被保険者の税負担状況も注視してまいりたいと考えておりますので、その辺は十分対応して、今後担当課とも協議しながらやっていきたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 残念ですけども、次に行きます。

バス停の雨よけについてであります。Aコープ前のバスターミナルにコンテナハウスを設置していただきたい、できないかと。もちろん、Aコープとの土地使用契約は結ばなければなりませんけども、何か月前に質問をしましたが、それ以来、もうできないということでしたから、50万でも100万でもコンテナハウスが中古のがあります。それを設置すればいいわけですし、少しでも雨宿り、日よけ、そういう点で手っ取り早い、このバス停での施設になるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 中学校スクールバスでございまして、現在、Aコープの停留所を18名の子供が毎朝向こうで待っているということでございます。

停留所については、安全性を考慮して現在の位置に設定しているところでありますが、雨天、荒天の待合所としては停留所に隣接した商店の駐車場があり、商店主の御協力によりまして、今、利用させていただいております。18名でも十分なスペースがあり、バス停との距離や利便性を考慮して、当分の間は、この同様の民間の施設を了承いただいて使わせてもらいたいと思っておりますが、基本的には、実際、AコープにもJAにも私は直接行きました。きのう、責任者が2人参りまして、向こうについては、つまりAコープに全てを貸しているということもありますが、今、日高議員がおっしゃるあの位置については、国道に右折する場合の点で言うと、飛び出しの点、非常に困りますので、これはもうだめだというふうに一般常識的に考えて町長としてわかりますが、右側のほうの、いわゆる浄化槽の上があるんですよ。これを駐車場として使っておりませんから、ここがどうかということで、私はお願いに行っただんですが、ここについても、やっぱり契約解除の問題とかいろいろあるようございまして。

考えてみたら、全てのバスが、向こうが始発になっていますね。そしたら、ちょうど、バス停の前の反対側のほう、今、子供たちが宿っているあの松山さんの店の反対側のほうが空き地がありまして、それで住宅がもう竹の中になっておりますから、あっちの土地の買収の相談をしたほうが、始発としても向こうから、つまり上野のほうにバスは全て回りますのでいいんじゃないかということを考えておりまして、しばらくは現状のままさせていただいて、そういうことをとりあえず当たってみたいというのは現段階での考え方でございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 何といたっても、居候による住民サービス行政は失格ですよ。ですから、Aコープがもし使用貸借契約がだめだと言うんだったら、それはそれなりにまた考えて、Aコープとの関係も含めて、コンテナ数自体は3畳敷きもないわけですから、要するに、散髪屋さんのほうに南北に置けば、そう奥行は必要ないわけで、間口が3メートルかそこらですから、とにかく雨よけと日よけ対策という点で、中学生だけではなく一般の方も向こうで待っておりますから、早く、やっぱり取り組む必要があるんじゃないだろうかなど。

それで、ましてや、バス停じゃなくてバスターミナルみたいなこの停留所になっておりますから、少なくともAコープのこの利用の面からもいいんじゃないかなというふうに思いますので、それは先送りするんじゃなくて、やっぱりしっかりと検討をしてください。まして、今度、スクールバスが上中市街地を回るということに

なれば、なおのこと必要になるんじゃないだろうかというふうに思います。

次に行きます。

河内温泉センターの経営等についてですが、まず1番目に、この前々から課長が説明をしております炉の建設の進捗状況、補助金申請も含めてどういう状況になっているか、簡単に説明をしてもらえますか。また、実現可能かどうかも含めて。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

河内温泉センターへの炉の設置につきましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、小型焼却炉の設置について準備を進めているところでございます。

この事業は、昨年度策定しました南種子町地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき実施することになっておりまして、庁舎等の照明のLED化とあわせて、6月末ごろ申請をする予定でございます。

なお、昨年度は全国で22件の採択でございまして、補助率は3分の2でございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） そういう中規模の施設等について、全国では実現されているところもあるんでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 小型焼却炉で給湯を行っている公共自治体はあるとは聞いていないところです。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） そうしたら、ぜひ実現できるような努力をお願いをしたいと思います。

そうすることによって、石油系の燃料等が経費も安くつくんじゃないだろうかというふうに思いますので。また、木材チップとプラスチックごみを焼くという点では、課長、そこまで経費の面について計算をしておりますか。これは、通告は、検討をするという点ではしてなかったんですけども、もし、わかっておれば。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 現在、灯油ボイラーとチップボイラーで給湯をしているところでございますが、この小型焼却炉の設置については、プールの給湯を賄う意味で設置をしたいというふうに考えているところでございますが、ダイオキシン対策等を含めて800度以上の温度にしないといけない関係で、800度にする灯油が必要になってくるところでございます。

ただ、その灯油については、廃油を精製したてんぷら油で対応ができるということになっておりますので、現在、リサイクルセンターで実施をしている精製した廃油が使えるのかなというふうに思っているところでございます。それを考えると、経費的には燃料費はかなり安くなるというふうに思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） ありがとうございます。

次に、看板に夜間照明設備を設けてくださいということですが、看板が3つあります。温泉郷の看板と、それから河内温泉センターの看板と、3差路のところ宇宙センターと河内温泉センターという看板が3つありますので、そこに夜間照明設備を設けてもらえないかということですが、どうでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そのようにしたいと思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 次に、県道と、それから温泉センターに行く3差路を、それから上中神社ぐらいまでの中で照明をというふうな話も前々あったと思うんですが。私が、元の中峯薫町長が設置しました上中本通り会のガス灯ですか、ダイダイ色の街路灯、あれをもう上中本通り、上中市街地は、商工会と町で設置をしている商工会の会員の皆さんが電気料を払っておりますあの照明1本にして、ダイダイ色のガス灯をこの河内温泉センターまで3差路を中心にして上中神社まで、それから、上中のほうでは100メートルぐらい、そこで、あのガス灯を上中の本通りから撤去して、向こうに回して明るくするという、そういう取り組みはできないものでしょうか、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 上中の本町の関係は商工会等の関係がありますので、考えてみると、やっぱり必要かなという思いもありますので、ちょっとしばらく、年次的に設置をしていくという方向の検討をしたいと思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（小園實重君） これで、日高澄夫君の質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時15分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○6番（上園和信君） 一般質問をいたします。

まず、町内小中学校の教育環境の整備についてであります。

学校施設は、児童生徒や教職員にとって一日の大半を過ごす、学習と生活のための場であると考えます。

近年の国内の夏季における気温は35度を超える猛暑日が続き、全国的には各地の学校では子供たちが熱中症で搬送されるケースが相次いで起きているようであります。本町ではそのような実例は耳にしません、もしかすると授業中に気分が悪くなり、保健室で休息をとっている児童生徒もいるのではないかと、私なりに心配するところです。

教育環境も大きく変化してきていると言われ、特に冷房暖房施設のない教室では、子供たちが学習に集中できる限界を超えている状況ではないかと推察をいたします。

このような状況下、学習に影響が出るとの指摘も相次ぎ、全国的には小中学校普通教室にエアコンの設置に踏み切る自治体も出ているようです。

教室の望ましい環境を定めた、学校環境衛生基準が一部改正されたようです。その改正内容についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

[遠藤 修教育長登壇]

○教育長（遠藤 修君） 上園議員の御質問にお答えします。

平成30年3月30日に、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、学校環境衛生基準が改正され、平成30年4月1日から施行されました。

学校環境衛生基準については、教室等の換気、保温、採光、照明、騒音等の環境に係る基準を検査項目ごとに示してあります。

今回の改正では、教室等の温度について、改正前は10度以上30度以下であることが望ましいであった基準を、17度以上28度以下であることが望ましいに改正されており、併せてその測定方法についての改正もなされたところであります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私的なことですが、きのうから全然、喉をちょっとやられまして声が出ないような状況でしたが、きのうお医者さんに診てもらって、何とか今このような状況になったところです。聞き取れない部分も多少あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

ただいまの答弁で、下限が7度引き上げて、上限を2度引き下げると、17度以上

28度以下に見直されたという答弁であります。

小中学校の教室は、子供たちの健康を守り、快適に学習できる温度として昭和39年から上限を30度とする基準が設けられているということでもあります。この基準について文部科学省は、30度を今回2度低い28度を上限の温度とするよう、54年ぶりに改定されたということのようです。

その環境衛生検査の対象とされているのは、まず換気、保温、採光、照明などの教室の環境。飲料水の水質や設備。それからネズミや害虫の有無。プールの環境などが定められており、検査には日常点検と定期点検があるようです。

夏季の教室の温度、午前中の10時ごろから上昇をし、午後の3時ごろにはピークに達する状態ではないかと思えます。毎日教室の温度は測定されていると思えますが、夏季、6、7、8、9月の午前10時ごろと午後3時ごろの温度は何度を示しているか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 管理課長より答弁させます。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

室温については、各学校ごと毎日定時に1回計測している状況です。御質問の午前10時ごろと午後3時ごろの室温ですが、南種子中学校が午前10時に計測をしております。また、中平小学校が午後1時30分に定時の計測をしておりますので、その数値を参考までに申し上げたいと思えます。

平成29年6月ですが、南種子中学校が平均値で23.2度であり、28度を超える日はございませんでした。中平小学校が平均値で、同月であります23.9度であり、28度を超える日は同様にございませんでした。

平成29年7月ですが、南種子中学校が平均値で27.4度であり、28度を超える日が2日でありました。中平小学校が平均値で27.6度であり、28度を超える日が同じく2日でありました。

平成29年9月ですが、南種子中学校が平均値で27度であり、28度を超える日が4日でした。中平小学校が平均値で26.1度であり、28度を超える日が1日という状況です。

8月につきましては、夏季休暇中ということですので、数値については捉えておりませんが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） これは午前中の気温ですよ。一番ピークになった気温というのはわかりませんか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 各学校で定時の計測を1日1回しておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、南種子中学校が午前10時の計測でありました。それで、中平小学校のほうが午後1時半の計測の数値でございますので、ただいま申し上げたとおり、ピークが何時ごろになるかというのはちょっとよくわかりませんが、中平小学校の数値が午後からの数値というような状況ですので、参考にしていただければと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 教室の温度が27.4度。28度を下回ったという説明ですが、私に言わせると30度を超えているんじゃないかと、このように思います。

環境衛生検査、日常点検と定期点検があるようです。この日常点検は誰が行って、定期点検はどこが行っているか、その検査の結果はどのように生かされているか。この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

日常点検については、室温の測定、水道水の簡易検査等であり、養護教諭を中心として担当者を各学校で定めておまして、学校教職員が行っております。定期点検については、年に1回もしくは2回程度行う検査でありまして、水道水の水質検査、プールの水質検査、照度測定やカーペットを使用したパソコン室等のダニ検査等を、県の薬剤師協会に委託をして実施をしております。県薬剤師会から検査結果については報告がございますが、特に異常な点があれば県薬剤師会等の指導もいただき、適切に対処していくこととしております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私、最初に申し上げましたように、近年の国内の夏季における気温は35度を超える猛暑日が続いていると、これ文部科学省が平均的な温度を出しているようではありますが、南種子町の小中学校では27度、28度を超えていないということではありますが、どうもこの答弁に私、納得がいきません。

教室にエアコンの設置。いろいろな意見があるようです。ぜひ。暑さ、寒さに耐えることを学ぶのも教育だ。対して、蒸し暑くて勉強に集中できない。先生たちは汗だくで教えている。エアコンがあったら、冬の寒さ、夏の蒸し暑さから解放され、子供たちは学習に、先生たちは教えることに専念が、集中できて、良好な学習環境づくりと快適な職場環境づくりができることは間違いありません。

今の時代、学校にエアコンが整備されていないことが不思議でなりません。

町長にお尋ねをいたしますが、学校環境衛生基準の一部改正を機会に、町内小中

学校全普通教室にエアコンを整備するとの考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、担当課長が報告した、それはきちんと責任者がやっているわけでありますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

平成25年度に交付金事業を活用して、校長室、職員室、事務室、保健室、パソコン室、音楽室については冷暖房を設置しております。また、普通教室及び特別教室につきましては、全教室に扇風機の設置を行ったところでございます。

普通教室のエアコン設置については、次期の長期振興計画の中で検討していくこととしたいと、このように教育委員会との協議では今、協議をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私、平成25年の12月の定例会で同じ質問をしております。そのとき、たしか全教室にエアコンではなくして扇風機が設置をされていたんじゃないかなと思いますが、本町の設置状況を見ると、保健室、パソコン室は100%設置。普通教室はゼロ、校長室、職員室、事務室は中平小の1校のみの状況でした。

5年たった現在、少々は改善はされていると思うが、この小中学校へのエアコンの設置、校長室とか職員室、事務室、保健室、そういう状況についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

小中学校の空調施設の設置状況ですが、先ほども町長のほうからもありましたけれども、平成25年度に交付金事業を活用いたしまして整備を行っております。

各学校の校長室、職員室、事務室、保健室、図書室、パソコン室及び一部の学校の音楽室、更衣室等については冷暖房設備を整備しているところです。

また、普通教室については、先ほども申し上げましたとおり、同事業を活用しまして扇風機の設置を行ってきているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） その設置の状況はわかりますか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） お答えいたします。

ただいまの設置の状況につきましては、各学校の校長室全室、職員室全室それから事務室も全室です。それから保健室も全室、それから図書室についても全学校の全室です。それから、パソコン室についても機材のほうの管理もございまして、利用のときの窓を開けたりということができない関係から、パソコン室についても全

室を行っております。

あと、中平小学校を初めとした学校の音楽室には設置をしております。あと、その他の学校で一部更衣室等にも設置をしているところがございますが、そのような関係で、冷暖房設備の整備は平成25年度に実施をしてきているところであります。

ただし、普通教室については、この25年度の事業で扇風機の設置をしているという設置状況です。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 5年たって、校長室とか職員室、事務室、全小中学校に設置がされたと、改善がされているようであります。

この学校に備品などを整備する場合は、公平性の面から町内全校一斉が基本であると言われております。この小中学校全普通教室に、48教室あるようですが、エアコンを設置した場合、その整備は幾らを試算するかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 普通教室、特別教室と少人数の教室等で、小中学校57教室のようではありますが、設置されていないのは。全て整備するとした場合に概算で1億4,000万円のごとでございます。金の問題を先に言って申しわけありませんが、さらにこの電気料と修繕費等がかかりますので、現在、恐らく半分ぐらいがやっているわけでありまして、やっぱりやる方向での検討はせんといかんわけですが、状況としてはこういう状況にあるということでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 今の答弁で1億4,000万円でしたか。25年12月の定例会で、当時の課長の説明では1億6,000万円を試算するとの答弁でありました。

私がざっと計算して、ちょっと事業用のエアコンでなくてもいいと思うんです。家庭用でも十分じゃないかと。今、子供たちもそれぞれ各学校で教室に五、六人、多いところで中平小で20人から30人。だから、1,500万円から2,000万円もあれば十分につけられるんじゃないかと思いますが、この一番心配しているのは、エアコン設置に伴う財源だと思います。この財源にふるさと応援寄附金を活用することについて、町長に答弁を求めます。

ふるさと応援寄附金も相当伸びているようです。29年度は5億円を突破したということでもあります。そのふるさと応援寄附金を活用することについて、町長はどういうお考えかお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ふるさと応援寄附金でございますが、非常に制約が今来ております。今、町がやっている、つまり返礼品について、これはだめですよというのが

来ているわけでありまして、これはもう全国的に国のほうからの指示で、これはずっと続くことは続くかもしれませんが、非常に制約がきているということで、これを多く財源を見込んでやるというのは僕は好ましくないという判断をしておりますが、このことについては、今後も順調に推移していくかというのが、今私の言ったとおりでございます。次期振興計画でやっぱりこれをどうするかというのは、全体的な各家庭に行くと冷房があるわけですから、そういうことも含んで、学校に行ったら冷暖房がないというのは問題だと思いますので、その辺は十分に検討せんといかんのかなと思います。

例えば、複式であって、5、6年とか、3、4年とか、そういうことで行くと3教室ぐらいですが、そういうようなことを含んで教育委員会のほうでそういった点も検討してもらいながらやっぱり当然やっていかなければいけないというのはわかりますので、時間をいただきたいと思います。つまり、検討していきたいということを今は申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） わかりました。次は、ふるさと応援寄附金の強化・推進についてであります。

ふるさと応援寄附金またはふるさと納税とも言われております。平成20年の4月に始まり、本年で10年を迎えるということになりました。

制度開始から平成28年度までは、かごしま応援寄附金として、鹿児島県を通じて本町へ納付をされていたようであります。

その結果を年度ごとに見てみると、平成20年度5万2,481円、21年度16万8,891円、22年度は71万7,471円、23年度は13万2,264円、24年度は18万5,803円、25年度13万6,869円、26年度75万411円、27年度は11万1,447円、28年度は11万5,221円。ここまですが県を通じて納付された分です。

次に、平成27年度から南種子町ふるさと応援寄附金として本格的に取り組んでおります。平成27年度4,059件の、4,815万9,540円、28年度は4,624件の2億166万3,767円と大きく増加をしているようです。

平成29年度の本町のふるさと応援寄附金の実績についてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 29年度の寄附金の総額は、5億548万9,902円でございます。受け入れ件数は8,119件となっております。

このうち、実際使えるのは、いわゆる返礼品がありますので50%以下だと思うんですが、必要があれば担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

ふるさと納税については、ただいま町長から答弁がございましたように5億548万9,902円ということで、その3割に相当する部分が財源として残っているということになります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 件数、寄附金ともに大きく伸びているようであります。町長が先ほどの答弁で何か使い道が制限をされるようになったという答弁で、ありますが、使い道は寄附者がこのような事業に使ってくださいという選択ができるようになっておるようで、南種子町は観光交流事業、教育文化事業、福祉事業それから指定をせず多方面に活用する事業に使っているようです。

その5億548万9,902円のふるさと応援基金が集まったわけですが、どのような事業に活用したかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 本町の寄附金の活用につきましては、議員御案内のとおり、4事業の選択肢を設けております。

先ほど寄附金合計額の答弁がありましたが、手数料を差し引いた事業に活用できる金額は、本町では一般財源化しており、合計は1億5,516万9,863円となっております。うち1億3,106万4,000円を4事業へ活用したところであります。

活用した事業の主なものとしまして、観光交流事業では地域おこし協力隊の賃金、種子島観光協会、種子島宇宙芸術祭実行委員会、J P S Aサーフィン大会への負担金。文化に関する事業では、小学校の営繕工事、給食費無償化に伴う補助、特別支援教育支援員の賃金等に充てております。

それから、福祉に関する事業では、放課後児童クラブの指導員の賃金、出産祝い金、子供医療費の助成等に使っております。

4点目の地域社会の実現に向けたまちづくり事業では、町政連絡員等への報酬、種子島路線バス運行補助、町シルバー人材センターへの補助などの事業に活用をさせていただいたところであります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 国から何か、使い道が制限されたという、そういうのがありますか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） ちょっと先ほど町長のほうは解釈の誤りがあったんですが、使い道等については制限等はありません。

ただ、返礼品等について一部制約があって、国からの指導がきているところでもあります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） その返礼品として、どのような特産品を贈呈をしたか、上位10から15品目まで質問をいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 本町の農産物の返礼品といたしましては、全て時期的なものとなっておりまして、10品目を贈呈しております。

安納芋、マンゴー、タンカン、パッションフルーツ、ポンカン、米、メロン、サトイモ、赤米、クワチャの順となっております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町内の農産物ではなくして、そのふるさとを応援した方に、どのような返礼品を贈呈したかという質問でしたが、わかりますか。本町の特産品ではなくして、応援された方にどのような返礼品を送ったかという質問なんですけど。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 返礼品についてでございますけれども、ただいま答弁を申し上げましたように、安納芋でありますとか、マンゴー、パッションフルーツとかこういった特産品に加えてJTBでありますとかふるさとチョイス、ふるぽなどのこういったサイトがございまして、その辺を活用して返礼品を送っているところがございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私の質問にちょっと違ったような答弁が返ってきているようですが、ふるさとチョイスを見ると、返礼品としていろいろな農産物とか特産品というのが載っていますよね。そういう意味で質問したんですけど、質問と答弁がかみ合っていないようですが。

その返礼品の調達額と全体の占める割合、それから手数料、JTBに何か委託をしているようですが、その手数料の総額と全体に占める割合。委託業者に対してどのような業務を委託しているか、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） まず、寄附金額に応じて返礼品を贈呈しているんですが、その調達額と全体に占める割合ということでございますが、返礼品調達額では、2億5,803万8,693円となっております、歳入に占める割合は51%となっております。

それから、返礼品を除く手数料総額と全体に占める割合でございますが、これに

についてはJTB等委託業者への事務手数料については7,803万9,469円となっており、歳入に占める割合は15.4%となっております。

それから、委託業者に対してどのような業務を委託しているかということにつきましては、ふるさと納税サイトの運営管理、返礼品掲載、事業者との商品開発、納税証明書やワンストップ特例申請書の発送業務、寄付者の問い合わせなどの対応を委託しております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 問題は、この返礼品調達額と全体の占める割合です。これが2億円、それから割合が50%。この50%が全て南種子町の特産品であれば問題がないと思うんですが、それ以外の返礼品もたくさん入っているんじゃないかと、こう思うところであります。

この制度は、自分の生まれ育ったふるさとへ寄附する形で、ふるさとに貢献する制度として始まったようです。最近では、魅力ある自治体へ寄附する傾向が強まっていると言われ、積極的に取り組んでいる市町村とそうでない市町村では寄附額にかなりの差が生じているようです。

ふるさと応援寄附金、賦課徴収の事務もなければ未納滞納もありません。自治体にとっては魅力的な収入源ではないかと思えます。

平成30年度の本町の税収は当初予算で7億3,400万円を見込んでおり、ふるさと応援寄附金が近々この自主財源である税収を超えていくのではないかと、私なりに予測をするところであります。

ふるさと応援寄附金推進強化のための専門の部署を設置をし、本町の魅力発信とPR活動に今以上に取り組み、応援者をふやしていく、このことについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町の魅力発信とPR活動に取り組むために、現在ふるさと納税サイトでは、ふるさとチョイス、楽天に加え、6月から「ふるナビ」を新たに追加、給付入口の拡大を図っているところでございます。

また、朝日新聞や日経新聞の広告や、専門誌等を利用してふるさと納税の広報も行っております。ふるさと納税において、南種子町を知ってもらおう、特産品の魅力を発信し、寄付者及び寄附金をふやしていくことは非常に重要なことでありますので、今後とも現職員の体制を軸に取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） このふるさと応援給付金、一般会計で歳入、歳出ともに一緒に処理をしているようでありまして。これを一般会計から切り離し、基金をつくっ

て運営することについて町長の見解を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基金を創設することは考えておりませんが、予算上は一般財源として振り替えており、予算を組む段階で使途、目的を明確に説明できるように管理しているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 先進地の市町村では、もうほとんどこの基金を創設して運営しているようであります。

返礼品というのは地元の産品を大いに活用し、本町を活性化していく。ふるさと応援制度の趣旨だと考えます。このことを申し上げて次の質問に移ります。

町長・町議会議員の今期の任期も残り少なくなりました。7月から数えて10カ月、名越町長は町長に就任以来、今日まで一生懸命にそして精力的に行政推進に取り組んでいる姿が伝わってくるところであります。

次期町長選挙には数人の方の名前が取り沙汰をされておりますが、正式には出馬を表明していない関係から、あくまでも現時点では噂と私はこのように受け止めているところです。

名越町長、次期町長選への出馬についてどう考えているかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 出馬については、今現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○4番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

国立社会保障人口問題研究所が発表した2045年の市町村別将来推計人口によると、鹿児島県内全43市町村で、2015年に比べて人口が減るということであり、南種

子町では2045年には、人口2,962名、高齢化率50.1%、人口減少率は48.4%ということでもあります。

また、南海トラフのどこかで発生する巨大地震の長期評価は、地震規模がマグニチュード8から9が30年以内に発生する確率は60%から70%となり、この確率は非常に高いとされています。種子島では震度6弱から6強の地震が示されています。また、数日前の報道によると、南海トラフ巨大地震が起きた場合、20年に及ぶ経済的被害などが1,410兆円にのぼると、土木学会が公表をいたしました。人口減少問題とあわせて危惧するところでもあります。

それでは、質問に入ります。災害時のライフラインであります。

御承知のとおり、生活・生命を維持するための水道・電気、ガス、通信施設等の施設のことであります。この中から水道・電気について質問をいたします。

まず、水道施設であります。将来、現在の簡易水道から上水道に移行するための補助事業が厳しくなることを踏まえて、老朽化した施設の整備として中央地区統合簡易水道事業等を実施し、耐震基準等を含めた基準で進めていると伺っております。本町の水源地は6カ所、それに係る浄水施設は耐震強度に問題がなく、安全なのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

本町の水道施設であります。平成9年以降に建設された施設においては、阪神・淡路大震災の教訓を機に改定された耐震基準に基づいて施行されております。ただし、平成7年度で竣工した西部地区、これは木原でございますが、安全性を確保するための強靱な材料となっておりませんでした。そういう関係から今後、整備が必要かどうかについては十分検討をしてみたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ただいま町長の答弁をいただきましたが、その耐震については国も基準を設けておまして、その要綱に基づいて計画を立てると、そういうふうなことがいわれておるところでございます。

私の調べた中では、平成20年4月8日、国から「水道施設の耐震化の計画的実施について」の通達があったことは御承知のことと思います。

耐震化計画の策定、計画的な耐震化の推進であります。水道施設の重要度による分類によると、御存じかと思えますけれども、このように示しております。

取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設のうち、破損し

た場合に重大な二次災害を生じるおそれが高いもの、配水施設のうち、配水本管及びこれに接続するポンプ場、配水池等、並びに配水本管を有しない水道における最大の容量の配水池などであります。

平成23年10月3日に水道法施行規則の一部改正で、規則第17条の2において定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取り組み等の状況に関する事項を追加したと、このように示しております。

これはいわば、水道施設の耐震化推進政策の一環として、水道施設の耐震性能等に関する毎年1回以上の情報提供を水道事業者及び水道用水供給事業者に義務づけているということでございます。このことについても、国、県から聞き取りがあったり、また今後そのような方向で聞き取り等があるのではないかと、こういうふうに思っております。

鹿児島県内でこのことを需要者に示しているところは、鹿屋市がこの耐震についての状況について年1回公表していると、こういうふうな話を聞くところであります。

本町は、耐震計画をつくっているかどうかについては今後また質問等をしていきたいと思っておりますけれども、その中で水質検査計画、これは水道法によって年1回公表することになっておりますが、どのような方法でしているのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

まず、水質検査に関する情報提供ですが、年度の開始前に次年度の水質検査計画書及び当該年度の水質検査報告書を作成し、事務所、窓口で縦覧にて情報提供しております。

次に、水道施設の耐震性等に関する情報提供でございますが、現在、実施しておりません。今後、耐震診断も踏まえ、他事業体も参考にしながら何らかの形で情報提供ができるよう取り組んでまいります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 水質検査につきましては、年1回公表しているというような答弁でございますけれども、これにつきましては本当に安全かどうかというのが水道の需要者には必要ではないかと、こういうふうに私は思うわけであります。

今の情報提供につきましては、果たして水道の事業者がそのような報告をしているのかどうかというのがわからないのではないかと、私はこのように思っております。このようなことも年に1回その公表というのが義務づけられて

おりますので、町広報紙なりにこのような安心・安全な水の供給は水質検査によってなされておりますよと、こういうようなことも考える必要があるのではないかと私は思いますが、このことについて町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 実施していないその辺については十分配慮したいと思っておりますので、即、検討をして公表したいと思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 耐震の状況については今の町長の答弁でうれしいんですが、水質の報告については何らかの町広報紙なり、そのような方向でできないかというふうな質問でございます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そのように即、やっていないということであれば当然必要ですので、その辺は行います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私の調べた中におきましては、その耐震によって水道管が破裂したと、耐震外の規格において。そういうふうなことも町外いろいろ話を聞くわけでありましてけれども、そうした長期による水道管が破裂したり、また地震や異常気象の災害により渇水、長期断水の場合に町民に支給する水の確保、これはどのように計画をしているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺については水道管が破裂してストップするとかで水が供給できないということがないように、その辺の対応については上水道を整備するということで大体やってきておりますから、先ほども申し上げました西之地区の木原がちょっと、基準がでる1年前にやった工事ということになっておりますから、そのほかは今まで起きた状況からしても、さっと復旧できるような体制でやっておりますので、それでできない場合についてはもちろん分遣所もありますし、それから中種子町、西之表市との協定もできておりますので、その辺については十分対応できるという判断をしております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） このことについては後から質問に入りますけれども、やっぱり長期断水、これはあるのかわからないは別にして、将来的にはあるのではないかとというような危機管理を持って、そういうふうな水の供給をどうしたらいいかというのをやっぱり考える必要があるのではないかと、計画をするべきではないかと、私はこのように思うんですが。

今の町長の答弁を聞いていますと、その計画はないというふうな答弁と私の推測することでありますけれども、実際に緊張を持ちながら危機管理というのはもう重要であると。そういうことから、やっぱりそのような場合の確保はどのようにするかというのを町長もしっかりと受けとめて考えていただきたいと思いますが、そのことについてお聞きします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そのように行います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 「そのように行います」と、そういうふうな答弁でございますけれども、私が記憶している中では以前、甲山水というのがありまして、この会社が災害時に水の協力をという協定を結んだ経緯があったようであります。このような水が危機にあった場合の水の供給、協定、その時期にしてみても先見の明があったのではないかと、私はこのように思うことであります。

全国の市町村では、水に対するいろいろな災害協定、これが結ばれております。ライフラインの一つとして重要である水であります。ほかの水道事業体、例えば中種子町、西之表市、いろいろ島内には事業体があるわけでありまして、民間企業との災害時における協力協定、これが正式に必要ではないかと私は思うところであります。

種子島管内1市2町の主管課で構成をしております水道協会というのがあります。これは私もその時期にもおった経緯がありまして、年に数回の講習会や総会を実施していると、それをお聞きしているわけでありまして。その中で、災害が発生したときの協力、これが1市2町の各主管課で協議をされておるとお聞きをします。

そのときに私が聞いた話でございますけれども、例えば緊急時に水をどういうふうにも供給すればいいのか。また、いろんな部品とかがない場合には、それをお互いに共有をして協力をしていこうとか、そういうふうな話と申しますか、そういうようなことが文章化されているのではないかと、こういうふうには私は思っております。

これにつきましては、島外の市町村、災害時における相互援助に関する協定書、これは給水車使用に関する協定書、民間企業との協定書を結んでおります。本町も災害時の水道水等の協力協定、これを結ぶ検討をすべきではないかと思っております。町長の考えをお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 災害時の協力協定の件については、1市2町はもう以前から提携しているわけでございますが、まずは応援職員の派遣でありますとか被災状況の

情報を提供して水道資機材や応援給水に対応することになっているわけでありまして、現在、種子島地区の水道協議会も含め、昨年度より屋久島町も含めた熊毛地区の水道事業の広域連携に関する検討会を開催しておりますので、各地域の情報交換や技術研修会等を通じまして現在の取り組みを引き続き実施していきたいと。

つまり、この件については、屋久島も含めた災害応援協定の締結に向けた協定書の確認と、それから非常用連絡網の設置など相互協力をする取り組みについて検討を進めてまいるということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ということは、水道協定に向けての検討をしていると。その中でも協定の実施ができる可能性を探っていると、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

例えば、飲料水、これは九州管内の市町村でありますけれども、業者との水の協定です。ということは、水がなかった場合はペットボトルでの供給をしようというふうな協定もしている市町村がありますけれども、そのペットボトルをつくっている会社とかも含めての協定というのは、先ほど町長が言いました1市3町、その会の中ではそこまで踏み込んだ話はしなかったわけですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺については私まだ報告を受けておりませんが、本町の場合は上中水源地もあるわけでありまして、水源地には町の大きなタンクももちろんありますし、そういった件については住民の要望には即、役場の消防車を含めて応えられるという判断をしておりますので、今言われたことについては今後1市2町、1市3町の職員の連絡協定、研修会なども通して参考にしたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そのように検討をしていただきたいと思います。

厚生労働省では、危機管理対策について、このように述べております。

「水道の需要者に対して安全でおいしい水を安定的に供給することは、水道事業者の責務である。水道事業者は給水に支障を及ぼすさまざまなリスクを想定し、これらリスクを回避低減する危機管理対策を講じている。想定されるリスクは、地震等の自然災害から水道施設を標的としたテロ等」としております。

厚生労働省は、現在のマニュアル策定指針を取りまとめてから10年が経過をしていることから、社会状況に合ったものとして充実させ、水道事業者が緊急による的確な対応を可能にするよう、各マニュアル指針の改定に取り組んでいると、そういうことが示されております。

いろんな町のこの水に対するマニュアルを見てみますと、施設事故、水道事故、濁水事故について示されております。また、市町村における災害対応の「虎の巻」、これにつきましては、平成28年度に内閣府が発表をしております。このようなことから、災害時の水道危機管理マニュアル、これが必要と思われませんが、策定をしているのかどうか、これについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 以前からあります指針と県・国より示されたマニュアル等を参考にしておりますが、災害時の細部にわたるマニュアルが必要だと思います。今後、策定について早急に対応する必要があるのかなあとと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ここに国が示した各危機管理対策マニュアル策定指針、これはいろいろあります。地震対策マニュアル策定指針、風水害対策マニュアル策定指針、水質汚染事故対策マニュアル策定指針、このようにいろいろ指針があるのは建設課長も知っていることとは思いますので、このようなことでやっぱり危機感を持ってマニュアルを作成していただきたいと、こういうようお願いをしておきます。

次の質問に入りますけれども、近年、台風等で電気が停電し、一部で1日半も続いたこともあったと、このように聞くところであります。大規模な災害、地震、津波等が発生したとき、島間の発電所は大丈夫だろうか、このような不安もあります。

先ほど述べましたように、大事なライフラインであります。電気が停電しますと、もちろん水道施設、家庭の生活等に多大な影響があることは周知の事実であります。島間の港に立地している発電所は、このようなことに直面をしたときにどのような対策をしているのか心配をするところであります。

地震、津波等による電気供給の対策は万全か、町としてどのように連携していくのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 九州電力熊毛配電事業所に確認しましたところ、地震、津波対応マニュアルを策定しておりまして、新種子島発電所においても十分に電力供給ができる対策は整えているとのことであります。

また、町としましても、平成17年に九州電力熊毛配電事業所と自然災害、テロ等に対する事故、それから電力設備事故等に対して円滑かつ早期復旧を図ることを目的として、災害時における電力復旧等に関する協定書を締結してありますので、災害時の電力供給対策は整っていると考えております。

ただし、昨年、台風によってこの役場付近、役場はついていたんですが、その隣

の山崎等が3日間、電気がつきませんでした。そうすることにも今後、十分それが対応できるということで御返事いただきましたので、その回答に対して「よろしく願いします」と、こういうように言っているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） マニュアルを作成して対策が十分ですと、そういうような答弁でございませけれども、これについては、別に言うことはありませんけれども、万全な態勢で町との連携をし、その協定に基づいて実施をしていただきたいと思いますというように思います。

先ほど町長が申したように、昨年はそのような事態が発生しました。役場に電話するのにいろいろ九州電力、それから工事事務所、いろんな町民が連絡をした経緯があったそうでございます。そのときに一番言うのが、トイレも使えない、また水も使えない、いろんな不便があったと、隣同士が水をもらいながらもそんな方法で一時期しのいだこともあるという意見もございませるので、そのような形で連携をとって、協定に基づいてやっていただきたいと思います、これについてはお願いをしておきたいと思ひます。

次に、町立図書館について質問をいたします。

私は、時々図書館に行くことがありますが、校舎跡を活用ということで、内壁が暗く感じるせいか、照明が暗く感じるところであります。文部科学省が示す照度基準は、教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は200ルクスとする。さらに教室黒板の照度は500ルクス以上があることが望ましいと、このように示しております。旧校舎を利用しておりますので、本棚等もたくさんあります。私は、500ルクス以上の照度が必要と思ひますが、基準に合っているかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

図書館の照明は、読み書きや学習が能率よく行える環境が望ましく、照度については、文部科学省が示す学校環境衛生の基準の中で、図書閲覧室の照度基準は200から750ルクスの範囲となっているところでございます。本町図書館の現状については、閲覧場所が300ルクス程度、また本棚スペースが200ルクス程度となっており、天候や時間帯によっては若干暗く感じることもあろうかと思ひますが、おおむね基準をクリアしている状況でございませ。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 基準をクリアしていると、そういうふうな答弁であります、先ほど話をしましたように暗いと感じるわけです。基準は基準として、やっぱりある程度の照度というのは確保しなければいけないと、私はこのように感じるわけで

あります。

昨年度、私、LED、これは、公共施設には温暖化対策あるいはこれをする事によって金額が節減される。そういうようなことからLEDにかえるべきではないかと、こういうふうな質問をした経緯がございます。このことについては、町長の答弁もしていただきましたが、今後全面的にかえる必要があるだろうというふうな答弁をいただいたところではありますが、これを踏まえて、まずLEDにこの図書館の電灯をかえる考えは持っているのかどうか、町長、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 即、そういうふうにかえるかどうかは別として、以前の図書館のことも含んで基準を満たしているからということよりも、やっぱり本を読むときに暗いという感じはするというのが実情のようでありますから、これについては、また教育委員会とも十分協議をして、補正なりで明るくする方法については考えていきます。

LEDの問題については、町全体の問題として検討する必要があると思うんです。実は今、高等学校跡地を社会教育課だけが管理をしているんです。向こうは約二十数名の職員がいて、二、三百人の子供たちがあそこで授業をやっていたわけですから、大変な状況であります。もうあれは昭和39年の20号台風で、小中学校、高等学校まで全部倒壊したわけでありまして、そういったので残っているのが、数校しか残っていない中で、高等学校はもう半分は危険校舎ということになっておりますから、やはり図書館が教室の雰囲気でも違いますから、これはいずれにしても、次の長期振興計画でもありますが、向こう全体では、ロケットの町として、他県、他市町からも来るという点でいうと、まちづくりについての向こうの役割というのは非常に大事でございますから、総合的な建築計画を建て直さないといけないんじゃないかと思うところでございます。

日曜日、婦人会の大会があって、向こうにいて、講演を聞いておりましたが、本当に音響の跳ね返りが強くてだめだなあというのを思いました。今回、屋根のほうについては、新しくかえるようでございますが、あれを今すぐつくりかえるということになっておりませんので、音響の関係も含んで、南種子町には、中種子、西之表のようなああいう施設がございませんから、小さいなりにもあの辺をきちんと整備する必要があるんじゃないかという感じがしたので、これも照明の問題も含んでいろいろありますから、今後、総合的にちょっと立ち上げてそういった検討をしなければいけないんじゃないかと思っておりますので、しばらく今の図書館については、教育委員会と十分協議した上で、閲覧するところについては明るくするかそういう方法をとりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次に、図書検索システムの導入について質問をいたします。

毎月発行の町広報紙において、図書館だよりを載せており、御利用のお願いと新刊の紹介をしており、充実した運営がなされておりますが、検索システムがないということでもあります。西之表市、中種子町は導入済み、屋久島町は、去年は導入の計画があったが、少しデータがあるので、ことしは計画がないとのことでもあります。

この検索システムを導入しますというと、教育委員会は、御承知かと思えますけれども、書名・筆名・出版者分類・種別・年度までができるようであります。検索システムには、いろいろありますけれども、私が調べた中においては、個人のインターネットからも検索ができ、各市町の図書館横断検索もできるようであります。

この図書検索システムにつきましては、本町の小学校、中学校には導入済みとのことではありますが、この図書館検索システムを導入すべきではないかと思えますが、まず、教育長にお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

本町においては、議員御指摘のとおり図書システムについて導入していない状況でございます。システム導入においては、利用者の利便性はもとより、業務の効率化、県や他市町村との横断的な連携体制など総合的に検討する必要がありますので、すぐに導入するというのはなかなか難しいと考えているところでございます。

現在の状況と詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

熊毛管内の状況でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、西之表市と中種子町に導入済みでございます。本町の図書館については、現在、書籍管理や貸し出しの管理については、紙台帳とカードを使って行っているところであります。

他市町村の検索については、図書館に設置してありますインターネットパソコンで誰でも検索ができる環境となっております。また、小学校には、システムが導入されておりますが、各学校間や他の図書館との検索機能がついておらず、学校単体での活用となっているようでございます。

システムの導入により、管理業務の効率化が図られるほか、統計などのデータが容易に得られるなどのメリットはありますけれども、一方、導入されている自治体の中には、導入後の管理費用が大きな負担となっているとも聞きますので、導入費用、保守管理費用、加えて図書館間の横断的な検索の利便性、利用頻度などを導入自治体の状況も踏まえて総合的に検討する必要がありますので、当面は現状のまま

で運営をやっていききたいというふうに思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 町長、今、システムの導入をした中においては、メリット・デメリットそのことを課長のほうから答弁をしていただきましたが、まずもって、一番大事なことは、金額、お金であることは私も周知の事実として承っておりますけれども、ちょっと私が聞いたこの金額、これをちょっと示してみたいと思いますけれども、中種子町は、約200万円だったそうであります。西之表は、ことし入れまして1,500万円、これは5年間の多分、債務負担行為で購入をしたのではないかとこういうように思っておりますが、5年間で1年間300万円ずつ、三五、十五で1,500万円。これについては、開発費から、それからこの5年間のメンテナンス、これを含んでの1,500万円と、こういうように聞いておりますので、こういうことも参考にしながら、ぜひともこの図書館というのは、町民が教養を深めるためにも大事なことでありますので、そういうことも考えて、町長も何とかそういうようなことを含めて、今後のシステム導入に前向きに考えてほしいと思うんですが、町長の御意見を伺いたしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 通称、科学のまちとか、そういうことでよく表現されて、南種子町はいいなということですが、やっぱり肝心の本とか資料をどう整えるかというのは非常に大事だと思うんです。

私に、町外、県外の方から言われていることが一つありまして、それはどういうことかということ、ロケット基地があって97%の成功率があるというそういう中で、ロケットを打ち上げている世界各国のそういった状況等も調べてここでロケットの図書館をつくればどうかという提案もあったりしているんですよ。

今総合的に言うと、非常に少ない予算の中で各学校に対する図書費の、それも少なくやっているようでございますから、今後やっぱり我がまちとしては、文化面で含んでやる必要があると思いますので、それは十分考える必要があると思っております。

一つは今、高等学校の半分は危険校舎です、はっきり言うと。だから、それも総合的に校舎を公民館的な施設として扱うというのはどこにもないわけです。まあ、あったからこうただけの話であって、これからはやっぱり総合的な長期振興計画の策定も含んで、あるいはまたその前に、方向性を出さんといかんのじゃないかと、それから、例えばいわゆる講演会等を開く場合の福祉センターのあり方、やっぱり音響もよくし、きちんとトイレの関係も整備し、まあ、喫茶店も横にあるわけでございますから、ああいった点も含んだ総合的なまちづくりについて各界の意見も聞

きながら、やっぱり調整する必要があると思いますので、これについては十分考えてみたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次の質問に入りますが、ことしの3月定例会で、道の駅指定の申請の質問をいたしました。町長からこのような答弁をいただきました。先ほど町長のほうからその答弁もありましたけれども、中央公民館の校舎であります、構想を練り直さなければいけない。鉄筋補強をするとしても何千万、何億とかかるので、総合的な計画を30年度つくる必要があると思う、このような答弁であります。

あれから、2カ月余りしかたっておりませんので、今回はこの構想には触れませんが、2階建て校舎のうち、北側の校舎、先ほど町長の答弁ありましたが、耐震診断の結果がアウトとこのようにお聞きします。この校舎は、ご存知のとおり、1階には料理教室、会議室、図書館等に活用しており、2階は資料室や子供会の活動室、連合青年団の事務所等、たくさんの町民が利用をしておりますので、地震等の災害があった場合、心配するところでございます。構想をつくったとしても、実施に至るまでには相当な時間が必要であると、私はこのように思うわけですが、その前の対策として補強工事すべきと考えますが、対策等については考えているのかどうか、まず町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） はっきり言いまして、補強工事をするについて何千万もかかるわけです。だから、そこを総合的に専門家の意見も聞いてやる必要があるんじゃないかというのは、先ほどから今答えているような状況でありまして、まあ、2カ月前のそれとは若干違っているのかもしれませんが、私としては、やっぱり総合的に高等学校跡地の今中央公民館は、検討の余地があるんじゃないかなという思いをしております。

図書館は本当に文化を象徴するのは図書館だと思います。だから、やはり本当きちんとしたやり方にするには、今の校舎のガラス窓のそれじゃどうしようもないわけでありまして、そのほかもです。一番の入り口のところが調理室になっておりますから、あそこもよく使われておりますが、昼間はほとんど遊んでいるわけでございますし、総合的にやっぱり調整するという議会の意見も交えながら聞いて財政的な点が一番ネックになるかと思いますが、きちんとまだ基金もありますから、だからそれはそれとして、やっぱり対応していきたいなあというのが今率直な答弁でございます。

その点だけに的確に答えるということになっておりませんが、総合的に判断をしていただいでどうしようかというのは、教育委員会の意見でありますとか、各界の

意見も聞く中で整備していく必要があるんじゃないかなというこういう思いをして
おることを申し上げておきたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私、この校舎を取り壊すよりも補強をして活用するほうがいい
のではないかと、このように考えている一人でございますが、それで、社会教育課
長にお聞きをいたしますが、補強をした場合の金額、それと取り壊しをした場合の
金額、それと塗装工事をした場合の金額、概算でもよろしいので算出をしていれば
お示しをお願いをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

耐震不足の北側の特別教室棟の概算額になります。耐震補強工事に7,400万円、
塗装工事に2,000万円、あと設計委託業務に260万円となっております、合計で
9,660万円程度との試算をしているところでございます。なお、試算はしておりま
せんが、内装工事を含めると億単位になろうかというふうに思います。また、解
体工事については4,100万円程度の費用が必要という試算になっております。

以上です。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 多大な金額がかかるということは私も理解をしておるところで
ございますが、平成22年から31年度まで第5次長期振興計画が終わりとなります。
先ほど、町長も若干触れましたけれども、この第6次長期計画にこの補強工事ある
いは全体的な構想を含めて、町長は考えるということでありましたけれども、そろ
そろ来年度にはある程度はこの長期計画に向けての準備が必要ではないかと、こ
ういうように思うところでありますが、町長、このことについて第6次長期振興計
画の中に入れる考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員の皆さんも一緒ですが、来年の4月30日で任期満了でござ
いますから、やっぱりその選挙が多分4月あるとすれば、そういう中で議論すべき
事項にかかってくるんじゃないかと。今ここで縛るようなことは、私としてはした
くないというように思いますので、今後どうなるかによって変わっていくと思いま
すから、しかし、危険校舎である学校、中平小学校はもう5年前につくりかえまし
た。全く同じ時期につくったんですが、やっぱり高等学校は幾らか強い高さの件と
か、その辺大きな柱をすとか、違ったのかどうか、半分上のほうが危険校舎であ
るとか、いろいろこうなっているようでございますが、でも総合的なまちづくりを
南種子町としては立てる必要があるんじゃないかなという思いは、私は今はそう思

います。まあ、課長の皆さんそれぞれ残っておりますから、やっぱりそういったような意見も踏まえて、あるいはまた議会議員の皆さんの意見というのもありますので、広くそれぞれ地区の意見も含んだ意見を収集することによって総合計画の中でやっていくと。

しかし、今だめだという点については、例えば、明かりの点でいうと、蛍光灯をつけてきちんとする、暑いということであればやっぱりクーラーを入れるとか、そういったような対応をしながら備えたほうがいいんじゃないかなということですが。

南種子町が日本に一つ、大型ロケットの一つしかない大きなロケットの町として将来ずっと続くと思いますので、そのためにはまちづくりが必要だと、こういうことでありますから、その辺では、今私はそういうふうに思っておりますので、次期に任せたほうがいいんじゃないかというのはそういう考え方でございますから。それは今後、そういう議論も含んで、議員の皆さんもおるわけでございますので、ここはどうしてもだめだという点については、すぐやっぱり修繕とか補強をさせるという、そういう立場をとりたいというのが私の考え方でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私は町長が今答弁をされましたけれども、やっぱりこういうことは、次期どうのこうのというのは別にして、やっぱり次世代に残す考え方というのは、ちゃんとした現町長が残す、その気持ちは持ってもいいんじゃないかと、私、こういうふうに考える一人でありますけれども、やっぱりしっかりした対応というのがこの、来年でどうのこうのというよりも、今、原因的な話して、こういうような問題が出ていますよと、じゃあ、どうしましょうかと、そういうときに、ちゃんとしたこの第6次長期振興計画、ことしか来年、調査はいろいろすると思いますので、その中にもちゃんとこの考え方を持って、示していただきたいと、こういうように思いましたが、そういうような気持ちでぜひともお願いをしておきたいと思えます。

次に、学校図書館について質問をいたします。

新しい学校図書館整備5カ年計画、これが平成29年度からスタートをしたところでもあります。これは総合的な学習の時間において多様な教育活動をしていくため、学校図書館の充実が必要とされるためと言われております。本町でも年間を通じまして図書を購入しておりますが、図書購入のための地方財政措置、これは交付金であると思えますけれども、されたら、そういうことでありますが、この図書整備費は学校にどのように配分されたかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

平成30年度の図書購入費の予算総額は、小中学校 9校分で123万円を計上しております。

各学校には、学校の蔵書状況等を勘案して、10万円から20万円の範囲での配分であり、平均して13万6,000円の予算配分となっております。各学校ごとの配分額等については、管理課長に答弁させます。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

各学校の図書購入費の平成30年度予算の配分状況ですが、中平小学校が20万円で、購入予定冊数155冊です。荃南小学校が15万円で、購入予定冊数70冊です。西野小学校が15万円で、購入予定冊数101冊です。大川小学校が10万円で、購入予定冊数50冊です。島間小学校が12万円で、購入予定冊数82冊です。平山小学校が12万円で、購入予定冊数60冊です。花峰小学校が12万円で、購入予定冊数100冊です。長谷小学校が12万円で、購入予定冊数95冊です。南種子中学校が15万円で、購入予定冊数70冊です。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次に行きます。

町立図書館には1名の司書が配置をされております。小中学校には、おおむね1.5校に1名配置することが可能な財政措置がされると言われておりますが、学校図書館法で義務づけられている学校司書配置状況について、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

学校司書教諭及び学校司書の配置については、学校図書館法第5条及び第6条に規定されておまして、本町の各学校の規模では、配置については努力義務の範囲であり、配置の法的な義務はございませんが、全小中学校の図書室の管理運営を支援する司書職員を1名雇用し、各学校を巡回訪問させております。司書職員は学校図書の担当職員と協力して、学校図書館の管理運営の充実に努めているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） わかりました。新聞等でよく、教育に新聞をという記事が載せられているのは皆さんも御存じかと思えます。各学校には新聞も配布されておりますけれども、その新聞の活用状況についてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

各学校で購読している新聞の活用ですが、図書室で児童生徒が自由に閲覧できる

ようにしております。子供たちは新聞の記事をもとに感想文を書いたり、新聞への投稿を行ったりしております。また、教員も、例えば気象予報欄を理科の授業に活用するなどしているところがございます。子供たちに社会の諸問題を深く捉えさせたり、多面的に考察させたりするなどして、新聞の活用を通して情報活用能力等の育成に努めているところがございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 新聞等でよく、教育に新聞をとというのは私もよく見るわけでありませけれども、やっぱりそのような形でこの活用というのは非常に大事ではないかと思うところがございます。

次に行きますけれども、年間を通じて、先ほど管理課長のほうからことしの購入の冊数についてお示しがありましたが、各小学校のクラス数と、文部科学省が設定した学校図書標準と比較して、どのような充足状況であるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

各学校の蔵書数と図書標準に対する充足率の状況ですが、中平小学校が4,815冊で、充足率が94.8%です。莖南小学校が4,157冊で、充足率が102.9%です。西野小学校が3,597冊で、充足率が89.0%です。大川小学校が4,027冊で、充足率が114.4%です。島間小学校が4,662冊で、充足率が115.4%です。平山小学校が4,485冊で、充足率127.4%です。花峰小学校が3,951冊で、充足率が112.2%です。長谷小学校が3,507冊で、充足率が86.8%です。南種子中学校が8,978冊で、充足率が122.0%です。合計で、蔵書数4万2,179冊、充足率107.7%の状況です。

今後も引き続き充足率を勘案した予算配分に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 充足率は100%を超える学校もあるわけでありまして、平均とすれば100%に近い充足率と、このように理解をいたしますが、1点だけ、この長谷小学校が86.8%となっておりますけれども、これについてはどのような形での、言えば末端から見たときに低いのではないかとこのように思いますが、理由としてあるのでしょうか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 長谷小学校の状況ですが、御指摘のとおり、充足率が86.8%と他校に比べて低いようでありますけれども、これにつきましては蔵書の入れかえ等が年次的にされておりました、当然古い本、古い本でも必要な本はございますけれども、その本の性質を見て、司書のほうで判断をしております。

その入れかえの状況等を勘案して、充足率が若干下がってくる年度等もありますので、その際はまた予算配分をして、必要に応じて蔵書をふやしていくという対応をしておりますので、計画的な配分をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 交付税措置もされるということでもありますので、やっぱり均等な充足率ということでお考えをいただきたいと思います。

町の活性化について質問をいたします。

平成27年の12月定例会において、国が南種子町荃永に人工衛星発射基地を決定してから、平成28年で50年ということで、ロケットの日を制定し、官民挙げてのイベントを計画すれば、さらなる町の活性化になるのではないかと質問をいたしました。さらに、29年6月定例会で、進捗状況についてお聞きをしました。答弁として、検討中で具体的には進んでいない、早急にどういうふうな方法でいくか検討したい、このような答弁でありました。

ことはロケット打ち上げで50年目となります。本町も、JAXA50年記念事業として予算も組み、町独自で実行委員会も立ち上げ、JAXA種子島宇宙センターと協力して委員会を立ち上げ、宇宙イラストコンクール、宇宙の町おこしサミットなどを計画しているとのことでもあります。

私のロケットの日の制定の提案は、このような記念事業に合わせたことを予測し、実現できることを願っておったところですが、いろんな課題があり、それをクリアするには厳しくなかなか進まないのか、理由がわかりません。

以前にも説明しましたが、再度説明をいたしますけれども、全国にはいろんな日を制定をしております。たくさんありますので何点か紹介しますが、おむすびの日、漬物の日、煮干しの日、また、条例をつくっている町もあります。特に、かずの子条例、りんごまるかじり条例、朝ごはん条例などがあります。

地域の活性化のための条例であります。全国には宇宙に関連する施設はたくさんあります。このような立地をする市町村より早目に、南種子町独自の制定が必要と思います。今までのどのような協議がなされたのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 何回も質問いただいておりますが、それぐらい、町が指定日をつくるというのは難しいということがございます。県下43市町村の中で一番イベントの多い町だと自負しておりますが、そういった中で、今、ロケットマラソンは省いておりますが、実は西之表市、中種子町がサイクリングをことし始めます。190人ぐらい参加するそうですが、あれ、話を聞いてみましたら、これがロケットマラ

ソンよりもいいという話をしておりますが、実はロケットマラソンには、ちょっと余計な話になっておりますが、つまり、大変な人が来ているわけですよ。失礼しました。それは省いて申しあげます。

ロケットの日の制定につきましては、議員の御指摘のように、平成27年12月の定例会において提案いただいたところではありますが、具体的協議は進んでいないところでございます。

本年は、御承知のとおり43年9月17日に竹崎射場ができて、ロケットを打ち上げてから50年という節目の年に当たっております。町では実行委員会を設置し、現在、各記念行事等を行うために、JAXA種子島宇宙センターとともに協議を進めているところでございます。けさは新しいJAXAの理事長が、7時45分に私の部屋に来ました。

そういったことも含んで話しをしましたが、町としては、ロケットの日として制定してしまうと、毎年固定した何かをその日やらないといけないという観念というか、そういうように思うわけですよ。その辺からしますと、JAXAにおいて施設公開などを、ロケットの打ち上げの日を調整しながらやらないといけないというのもありますので、そういうことを考えますと、やっぱり慎重に検討しなければいけないと思うんですが、国においては、毛利衛さんが日本人として初めてスペースシャトルに搭乗して飛び立った日の、9月12日を宇宙の日として、国が、JAXAは定めているわけです。ここでどういったようなことをやっているかということ、それは伺っておりませんが、JAXAでは毎年宇宙の日を記念して、これは全国の小中学校を対象にして、作文とか絵画等を募集して、それぞれ表彰しているという、そういう状況のようでございます。

○議長（小園實重君） 町長、簡潔に答弁願います。

○町長（名越 修君） 宇宙の日の取り組みを始めて、2020年になりますから、H-Ⅲが近く、来年は打ち上げられますので、そういった打ち上げの日等を含んだ検討がいいんじゃないかということ、けさちょっとその辺もお話しましたが、そういうことで、しばらく御辛抱いただければと思います。

○4番（塩釜俊朗君） 議長。

○議長（小園實重君） 持ち時間が終了しましたが。

○4番（塩釜俊朗君） ちょっと1点だけよろしいでしょうか。

○議長（小園實重君） どうぞ。塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 時間が、私が長々としゃべっておったせいか、ちょっと時間が過ぎましたので、ちょっとお願いなんです、一応、この災害対策については、次期にまたお願いをしておきたいとこのようなことで御理解をいただければと思います。

けれども、一応、このロケットの日の制定につきましては私も3度目の質問でありますので、この件につきましては、もう3回目もやればいいんじゃないかというふうな気持ちも若干あるわけございまして、また、しつこくこのことを質問をしますというと、またいろんな方向づけができて、なかなかまた大変さが募って、そういうこともあると思いますので、ぜひともこの気持ちを持ちながら、町の活性化のために、ぜひとも、日を決めたからといまして何かをしなければいけないと、そういうことはないと思います。ただ、雰囲気と気持ちと努力によって、種子島には宇宙ロケットの日があると、そういうような気持ちを持っていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時09分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○3番（大崎照男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちが生まれ、育ち、住む種子島南種子町は、太古の時代から赤米が伝わり、農業の島として多くの人々の命を養い、育て、鉄砲が伝わり、後にロケット基地ができ、種子島宇宙センターから初めてロケットが打ち上げられてから50年の節目を迎えられました。

先ほど1時20分に、H-II A39号機が打ち上げられましたが、見事に成功したことだと思います。打ち上げ成功率は景色とともに日本一、打ち上げ見学をできるのも世界でただ一つの日本だけのロケット基地だそうです。

本年度は50年の節目を迎えることから、種子島宇宙センターロケット打ち上げ50周年記念事業実行委員会を設立、ロケット打ち上げ記念事業が計画をされ、実行委員会では着実に準備がなされているようです。

農業とロケットが一体となった南種子町、50年後の未来はどう変わり、発展をしていくことでしょうか。そこで、ロケットを打ち上げるばかりの南種子町ではなく、将来はロケット製作から打ち上げまでの全てが種子島南種子町でできることを考えるときではないでしょうか。

現在では、ロケット関係企業はJAXAを初め8社、南種子町行政から企業立地誘致を呼びかけても、なかなか来てくれる企業はありません。ロケット関連企業の雇用採用にしても、技術が必要と技術者を優先、そこでロケットに関連する技術を身につけるための専門学校をつくることが必要と考えます。専門学校誘致をし、専門学校建設を要望します。このことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

大変、厳しい問題でございまして、ことしは本町からロケット打ち上げがされてから50年の節目を迎えることになりました。宇宙関連企業の誘致を初め、これまでも企業関係者との懇談の中に、話題としてきたところでございます。ことしも4月中旬には、町内にある宇宙関連企業8社を訪問し、大きく3つの柱をお願いしてきているところでございます。

1つには、企業における新たな事業の展開として、南種子町への立地をお願いしたいということ、2つ目には、地元学生への宇宙関連企業への就職あっせん協力についてお願いしていること、3つ目には、種子島事務所勤務の職員については南種子町へ出張扱いではなく、住所を移転していただきたいことを申し上げたところでございますが、この辺がなかなか先に進んでおりません。

それで、今後やはり、この本社のほうに対しまして、各社長に対して、今言ったようなことを含んでお願いをする必要があるかなと思っているところでございますが、現在、技術専門学校ではありませんが、国においては東京圏内の大学のサテライトキャンパス等の設置を促進するために、地方自治体が大学の意向を把握し、マッチングする仕組みのあり方や、支援策などについて検討を行っているところでございます。

御質問の専門学校の誘致につきましても、引き続き宇宙関連企業と懇談を進めながら、また国の動向にも注視しながら情報収集に努めてまいりたいと、このように思います。

ひとつ単純に申し上げますと、ここで学校をつくって子供たちを集める、ところがその先生たちを同じ人がずっと講義をするわけではございませんで、事務職もいれば、大変なこの事務局を抱えないといけないということと、講師の先生方にちょっと来てもらうという、その辺が、非常に問題点があるというのが、今ネックになっていることだけは事実でございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 町長の今の答弁は十分に理解をしております。私が議員になっ

た当時、3年ぐらい前になるんですけれども、このことについて質問をさせていただきました。南種子の財源でできるはずは絶対にございません。

これは、公金を持ってこないことには、そしてまた技術者の先生たちの話もございましたけれども、その方たちも南種子からは、失礼ながら言葉は悪いかもしれませんが、人材はございません。本土から連れてこなければどうしようもならないことでございます。

しかしながら、私は先ほど申し上げましたけれども、ちょっと話は違いますが、テレビのBS7チャンネルで夜の10時からプラス10という番組がございます。そこで、名前は申し上げてもよろしいかと思しますので言わせてもらいますが、三菱総合研究所理事長の小宮山宏氏という方がちょうど出演をしまして、その中で種子島にロケットに関する技術専門学校をつくるべきではないか、つくるべきだということをはっきり言ってくれました。

私は、日ごろからそのことを、いつもいつも頭の中に入れておりましたので、本当に感動をいたしまして、1時間のその番組を最初から最後まで見ることができ、本当にうれしく思っているところでございます。

専門学校ができますと、内地から生徒たちも来ることでしょう。地元の学校を出て、地元就職もできます。本土の専門学校を出た人たちは、なかなか種子島のほうには就職はしてくれないと思います。

何でかという、JAXAはたしかにそういう技術者を本社で、東京で採用をするかもしれませんが、そういう技術関連会社というのは、なかなか就職にはつながらないと思います。ということは、本土はどうしても離島の賃金よりも給料よりも高いです。私も調べてみたところ、やっぱり大変な違いがあるようです。ですから、本土の学校を出た、専門学校を出た人たちは種子島に行って、種子島のJAXA関係で仕事をしてみたいという人は、ほとんど人数からいうと少ないようです。

そこら辺で私が、50年先になっても100年先になってもいいから、町長はあと何期、何年、町長を務めてくれるか、それも私はわかりません。余計なことですけども、先ほどの議員の質問の中で、来期も町長に立候補するのとお尋ねしましたところ、はっきりではなかったかと思っておりますけれども、まだ後のことは考えておりませんと、私は正直な話残念でございました。町長は、日ごろからすごく体も元気でして、前向きにいろいろな面でよく働いてくれているなど、それでまたよく聞く耳も持っている、私はそう感じております。

ですから、町長の時代に完成することはかなり難しいです、できません、何期、何十年しても。しかし、町長がこれに対して足がかりをつけることによって、町長

の、名越町長の歴史が残ります。ひとつ前向きに考えてください。

このことについての答弁は要りませんけれども、よろしく願いをいたします。

次に、防災対策について質問をさせていただきます。

荃永地区で自主防災訓練をいたしました。南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練を、それぞれの集落に分かれて実施をしました。津波の想定は10メートルから20メートル、ふだん避難に対し想像もして行動を考えられても、いざとなると訓練といえども、想像、考えどおりには行動できないことを経験しました。

高齢者、弱者が自力で避難場所に行けないこと、それと避難場所に車では基本的に行くと言われておりますが、車を使わないことには、今言ったような弱者とか身障者にとっては大変だなということも感じました。地震、津波は昼間に発生するとは限りません。夜発生することもあります。雨の降る日、雪の降る日、風の吹く日、津波は選んでは来ません。避難場所が決まっても、避難場所にたどり着いても、建物がないことにはどうにもならないということを実感、体験いたしました。

そこで、避難場所に建築物、建造物が必要ではないかと考えます。このことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 提案としてはいただけるわけですが、いただけるということよりも、実際、では建物をそこにつくれるかという点でいうと、大変な問題点をかかえているということは間違いありません。

議員がおっしゃるように、南海トラフ地震のような最大クラスの津波等の対策としては、海岸線の地域はもう形成的に海拔が低いわけですので、非常時に備えて何らかの対応をしなければならないということになっておりまして、この件については、消防団との協議とかいろいろやっているんですが、まずはその情報を把握することによって、どこに逃げるかということ町の広報等を含んで徹底するというようなことも含んで対応をしていこうということになっておりますが、そこに建物を建てるということ自体は、もう本当に大変難しいです。

それよりもちょっと高いところにあるところに一時避難すると、その時間帯が2時間ぐらい、津波が寄せてきて引くという時間を含んで、そういう時間等もあるわけですが、実は今朝、鹿児島の方こうに地震がありました。ちょっと揺れたんですが、種子島は震度1だったそうですね。

それで、あれから、あれは大分のほうまでプレートが行っていますから、それからいうと種子島のほうというのは、地盤がどうなっているのかなというふうに思ったところですが、現状では各地域の高台への避難を呼びかけるというのが町と消防団との協議になっているわけでありまして、民間企業の敷地内へ避難受け

入れ等ができる場合は、そちらのほうに避難していただくということ、それから防災無線等で、先ほど申し上げましたように放送をして、後ほどやっぱり上中の高台へ誘導をするという、この場合はバス等を含んで対応をせざるを得ないわけですが、こういったことはできるわけでございますから、今、この辺について、即この辺ができるかどうかという、そういう状況でないということだけを本日は申し上げておきたいと、こう思います。

意見としては、こういう意見もあるということは、やっぱり地震が起きたときの備えについて、地域の人たちも考えていると思いますので、この点については十分住民にも知らせる必要がありますので、担当課を通しまして住民には知らせたいと、このように思うところでございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 同じ防災についても、大雨とか洪水とかいろいろ地震の津波というのは、もう全然内容が違います。同じ南種子町でも上中とか高台のところは、そう心配しなくてもいいと思いますけれども、西海岸とか平山、東海岸でも低いところもありますし、荃永等に行きますと、海拔0メートルに近いような地域がございます。

一つ例に挙げますと、私どもは飛島村に出張に行ったときに、大変な避難所ができていました。今4棟目だと言っていました。あと何棟つくるか、それは私もわかりませんが、もっとつくるんだというような話をしていました。条件が条件ですから、ロケットをつくる、製作するところですから、それは国の見方とかいろんなのも確かに違うと思います。しかしながら、地元から南種子町からどうしてもこういう施設をつくってくれという声を出していくことによって、国も動いてくれるのではないかと思います。

先ほどの話からちょっと変わるんですけども、飛島村にロケット搬送専用港がございます。その港をつくるときに、町長の話でしたけれども、実は自分一人ではどうにもならないと、村議会でも県議会でもどうにもならないと、何ととっても愛知県全体の国会議員を動かすことは一番だということで、野党、与党は言わずにして、全国会議員に飛島村長が呼びかけをしたそうです。350億円予算をお願いしたところ、25億円は削られて325億円が公金として入って、それで専用港をつくったという話でした。

ちょっと町長には言葉は悪いかもしれませんが、何ととっても、声を上げて言うことは一番大事なことだと、継続は力なり、南種子町の住民までと一緒に声を上げていくことが、何にしても一番大事ではないかなと思います。そこら辺のことについて、ひとつよろしくお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 国の予算を使おうということを利用して運動をしたらどうかということですが、私も先般、一月前にまた飛島村に行ってまいりました。日本一豊かな村が飛島村でございますから、海よりも平均で1メートルも海拔が低いわけでありまして、そういう点でいくと住民が全部避難できる3階の部分に上がるのをつくって、もうつくり終わったと言って、私には聞こえたんですけど。

しかし、飛島村に降った水等は、全て飛島村が汲み出しているというのが、今回、わかりました。そのほかはものすごく大きな、1秒間に36トンも排出するポンプが1台と、それから1秒間に18トンとか二十何トンとかというのを、あと3つも備えているという。

それはどうしてかということ、向こうには、つまり幅が100メートルぐらいある、あの川の水を全部向こうで汲みだしているというのがわかりました。

ですから、水が溜まっても、例えばそういうポンプをつけたら汲み出すことができるのではないかなと思ったんですが、その辺でいけば、飛島村だからできるという、国に恐らく何億円か上納しているんです。

だから、こっちにもつくってもらえたらいいなという思いはしたところですが、運動そのものについては、例えば本年度いろんな事業をやっておりますが、大半は国の事業で、格安で導入してやっておりますから、その辺から言うと、基金を崩さずに事業というのはできるわけでありまして、こういった工夫をしながら、今後はやっていかなければいけないんですが。

しかし、荃永につくるとしたら、ほかの地域もつくらんといかんわけですから、その辺からいくと非常に難しいなという、一般的な課題としては、きょうは、公民館長さん方は朝から傍聴に来ておられますので、後ほど公民館長さんの意見も聞きながら参考にして、議員の発言については直に聞いておりますから、そういうような関心を持って、住民が思っているということを含めば、何らかの形で避難状況について、総務課のほうで、やっぱり知らせるというのは大事ななというに思いましたから、それを参考にさせていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） ありがとうございます。十分にわかりました。

早急にできないことはわかっております。これもひとつ前向きによろしくお願ひ申し上げます。

それでは、荃永の東馬渡川護岸整備について質問をさせていただきます。

これまで、私も数回にわたって一般質問をしてまいりました。県議の松里先生にお願いをしまして、県にも行ったり東馬渡の調査もしたり、一緒にやらせていただ

きました。

そして、2月の21日だったと思いますけれども、松里県議を初め、町の当時の島崎建設課長さん、それと県の土木課、それと建設組合からは石堂会長が来てくれまして、私を含め調査をいたしました。なかなか私も、前から一般質問等とか島崎建設課長等かからいろいろ話を聞く中に、条件に満たない難しさはわかりました。

しかしながら、地元の声がものすごく高くて、災害が起きてからではどうにもならないと、雨が降るごとに怖い、先ほど申しましたように、荃永は本当に海拔ゼロメートル地帯ですので、このあたりを何とかして護岸工事が、整備ができないものだろうか、何十年前も前から先輩たちの議員とか行政の人たちも、いろんな働いているようではございます。

しかしながら、現在では、今言ったように難しさがあつて、護岸整備がなされていないということだそうです。このことについて、行政も町長も県とかいろんなところに要望、陳情をしてくれまして、その進捗状況も十分にあるとは思いますが、このことについて、これまでの経過と今後の考え方を教えてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私も3日前から2回ぐらい向こうに行つて見聞をしました。基本的には、大崎議員が言われることが当然のことです。向こうについては荃永の人たちが年に1回草払いをしてくれて、それで整備をされているわけですが、コスモテック側のあの辺が、やっぱり崩れるような状況になっておりますから、もうちょっと崩れたら災害が適用するのになと思うわけですが、つまり向こうは水田そのものも全部水で埋まるわけでごさいます、流れはそうないわけです。

だから、その災害としては起きにくい条件にあると、上から流れてくる水も公民館のあそこの前を下に下りた段階では、ずっと一面の水と同じように平らになってしまいますから、そういう点で非常に事業が難しいということがわかりましたが、ですから、補助事業としての採択条件に該当しないということが一つあります。

町単事業として対応するためには高額な予算が、要するにあれを全部やったらもう何億円もかかるでしょうが、何らかの方法はあるのではないかとということで、担当課長が行つて話をしたところ、水田側のほうの道路が広いですから、あれをもうちょっと狭くして、何か方法はつくのではないかとというような意見もありまして、今後、課長にも指示して、専門家の意見も聞いてどういうふうに対応すればいいのかと。

ですから、若干石を積んでいるところがあります。あの辺はもう崩れませんから、ああいっただような形で1メートルぐらい組んで、その上に土をして勾配をつけて、

土のうをすることによって私はもてるんじゃないかなという思いもしましたので、それは私の素人の考えですので、本格的には一般質問もあつたことでありますし、今後、その辺上部のほう等にも来ていただいて、どういう方法が望ましいかというのは検討したいと思います。今すぐこれをどのようにするということはできないということでございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 答弁は要りませんが、松里県議にまたお願いをして、いろいろ知恵をもらっていますので、地域振興事業とかそういうのも含めた、それと今度また荃永の農地整備事業が行われますので、それに並行した工事もできないか今も検討をして、県でも検討をしているようです。

ありがとうございました。次に行きます。

南種子町における農業についてでございますけれども、5月21日にさとうきび・でん粉用甘しょ振興会役員と議員との語る会を実施し、農業の厳しさは今までも十分に私どもも知っておりましたけれども、特にこの厳しさを実感することができました。

以前にさとうきび不作の件で、国へ交付金引き上げなど生産回復対策を要望する意見書を、議会として政府に提出をしましたが、町としてさとうきび・でん粉用甘しょ生産農家への支援が、補助が考えられないか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町の農業生産額につきましては先ほど御報告を申し上げましたが、平成29年度の実績見込みで約30億円をしていたのが、前年度よりも1割も減少しているのが現状でございます。

その内訳としまして、作物を中心とする耕種部門で約17億円、畜産部門では13億円であります。耕種部門の主軸であるさとうきびは全町の畑地の3分の1に作付されております。

昨年度のさとうきび生産状況でございますが、度重なる台風被害によりまして、単収は4,605キロであります。これは5年間で見ても単収5トンを下回るわけでありまして、さとうきび農家にとりましては非常に厳しい経営状況であるというのは、もう御承知のとおりであります。

質問のさとうきび農家への補助支出でございますが、農家への補助、支援として、国庫補助のさとうきび増産基金事業の自然災害被害対策事業でありますとか、県単事業のさとうきび増産強化事業を活用して、町単独助成も含めて前年度から本年度対策を行い、さとうきびの栽培農家の経営支援の栽培面積確保に努めてきたところでございますが、これが本当に厳しゅうございます。

つまり、中種子町と比較しましても、七、八百キロ違うわけでございますし、要因はやっぱり南種子のほうが雨が非常に多いということ等も起因するのではないかなと思うんですが、それからまた面積の少ない人というのが、大型農家に刈り取りをお願いしたときに、全部踏んでいくわけです。この発芽、そこはなかなか生えないという、そういうこともありますので、これは生産組合のほうとも十分協議しながら対応をしていかなければいけないのではないかなと思います。

国県の補助事業もありますから、その辺については十分町も活用して、さとうきびがなくなった場合には、もう本当に農業は終わりになります。これを1市2町相当心配しているわけです。

だから、本来であれば、例えば茎永でやっている人でも、キヌサヤエンドウでも、百万円とっている人がいるわけです、10アール当たり。だから、それと比べてみると、1町歩つくっても100万円ないわけでありますから、こういうようなジレンマがあるわけでありますが、それはそれとして、さとうきびをどうしようかということになれば、先ほども申し上げましたが、国県のほうからも責任者が来て、それも3回も来たわけです。森山先生も連れて来ましたが、実を言うと。

そういうことで何らかの補助が今度は適用されましたが、こういったことも利用しながら、さとうきびの北限地の種子島を何とかしようということで、新光製糖を含んで一生懸命頑張っておりますので、その辺については担当課、生産組合のほうとも協議しながら対応をしていきたいと。現段階で直接お金をやれば良いという、そういう問題ではないということです。意識改革は絶対必要だと。

それで、南種子の場合は補植が足りないということだけはわかっておりますから、それも総合農政課のほうでまた対応を考えておりますので、そういったことも含んで、これからさとうきびづくりについても当然のことながら生産性を上げるような対応をしていかなければいけないのではないかなと、こう思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 町長も十分にこのことについては御理解の上のことと存じます。私も今の答弁に理解をいたしております。

ちょっと例を挙げさせていただきますけれども、伊佐市で、霧島連山の影響も相当受けました。「硫黄山の噴火以降、水質が悪化して、川の水から取水する水田での水稻栽培の中止を決め、転作の中心となる飼料作物に市独自で10アール当たり3万5,000円助成をする方針を固めた」とのこと。「転作できない農家に支払われる水稻共済も水田管理費として市が1万円以上上乗せ、10アール当たり計8万7,000円の交付金で農家の経営安定を図る」との南日本新聞での報道でございます。

中種子町でも、さとうきび農家にトン当たり600円か700円出たのか知りませんが、そういう話も聞いております。どうか南種子町のほうもできる限りの支援助成をよろしく願いをいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで大崎照男君の質問を終わります。

日程第8 報告第1号 平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（小園實重君） 日程第8、報告第1号平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書について、当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 報告第1号平成29年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

繰越計算書をお願いします。

今回の繰越明許費は2件の事業についてであります。新栄町焼野線道路改良事業、橋梁長寿命化修繕事業について、施工方法の関係で出水期、6月から10月を外した工程で発注しており、年度内完了が見込めなかったことによるものであります。

2件の翌年度繰越額の総額は5,751万5,000円で、財源内訳としまして、既収入特定財源が12万1,000円、未収入特定財源が5,739万4,000円となっております。未収入特定財源の内訳については、国県支出金が3,899万4,000円、地方債が1,840万円となります。

以上で報告を終わります。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。

日程第9 議案第31号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第9、議案第31号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第31号について御説明申し上げます。

議案第31号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。今回の改正は、鹿児島県乳幼児医療助成事業費補助

金交付要綱の一部改正により、平成30年10月1日から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担金をなくす制度を導入するものでございます。

新旧対照表をお開き願います。

第2条の第2項南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成7年南種子町条例第18号）」の次に、「の対象者で非課税世帯の未就学児以外の子ども」を追加するものでございます。ひとり親家庭等医療費助成の対象者のうち、未就学児については子ども医療費助成条例の対象にするものでございます。

第6項で市町村民税非課税世帯、第7項で保護者、第8項で未就学児について定義するものでございます。

第4条に、市町村民税非課税世帯のうち未就学児の窓口負担については、直接病院等に支払う規定のただし書きを追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条の2は、非課税世帯の確認のための届け出を町が公簿等で確認ができる場合には、届け出を省略できる規定でございます。

第7条は、直接病院等へ窓口負担分を支払うことから、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を追加するものでございます。

附則で、この条例は交付の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用するとしております。

以上で説明を終わります。審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 念のためにちょっとお伺いをしますけれども、今課長は非課税世帯ということを言われましたが、厚生労働省は子ども医療費無料化のペナルティーについて、18年度から未就学児に対する措置に限って国庫負担の減額をやめることとしているようであります。

この6歳未満児について、全体の6歳未満児について現物給付をするという鹿児島県の要綱ということになっているんでしょうか。それとも、これは私の余計な発想ということになるんでしょうか。

できるものなら、せつかくこの一部改正をすることですので、現物給付を6歳未満児には全員が適用されるような、そういう取り組みというのは、この一部改正を機にして、該当児でない場合でもこの現物給付を支給するという、そういう考え方はできないものんでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議員御指摘のとおり、国は平成30年4月から未就学児、所得にかかわらず未就学児の減額措置を廃止したところでございます。県は未就学児の市町村民税非課税世帯以外についての現物給付を行う市町村については、県の補助対象から外すという意向がございますので、本町の国保の財政状況を踏まえると困難な状況にあると考えます。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 町長の判断でいいわけですが、このペナルティーを外したということは、まだ現在償還払いということで、高校卒業まで町長の判断で医療費の無料化を実施しておりますが、今回全国知事会等との国との協議の中で、この子ども医療費のペナルティーを未就学児については外すということでありますから、国庫負担の減額というのはなされないわけですよ。そういうことからしますと、償還払いを現物給付してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、私の考えはちょっと間違いでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議員のおっしゃるとおり、国のペナルティーはないわけですが、未就学児については県の乳児医療の交付要綱に基づいて、2分の1の県の助成金をいただいているところでございます。県はこれを全て現物給付にすると過剰受診につながるとして、市町村民税非課税世帯についてのみ現物給付を実施するという意向になっているところでございます。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） ですから、その非課税世帯以外の世帯については、町独自で現物支給をするということが可能ではないかと思うわけです。それで、そこは首長の裁断ということになるわけだろうと思いますので、それができないのかという質疑をしているところでですけど、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 先ほど担当課長から説明したように、何らかの形でやっぱりペナルティー、県は国の指示に従ってきちんとペナルティーがあるようになっているんですよ。これはできるものであればそうしたほうが一番いいんですが、それはやっぱり、今度は町が余計にまた負担することになりますから、その辺ができないということを私は言っているわけでありまして、ちょっとわかりにくい点がございましたら、また別の時間に、また課長を通して協議していただければありがたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第32号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小園實重君） 日程第10、議案第32号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第32号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,706万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億106万7,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、3枚目の裏面をお開きください。

第2表の継続費補正については、変更1件であります。

学校建設事業について、物価上昇に伴う工事単価の見直しによる事業費変更に伴い、総額を1,740万円増額して5億1,160万円とし、年割額をそれぞれ変更するものであります。

第3表の地方債補正については、変更2件であります。

過疎対策事業については、西野小学校建設事業等の財源調整に伴い、限度額を2億2,080万円に変更するものであります。

次に、辺地対策事業については、恵美之江線道路改良事業等の財源調整に伴い、限度額を1億8,840万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から、主なものについて説明いたします。

今回の補正内容としましては、町地域公共交通活性化再生協議会負担金、恵美之江線道路改良事業、自然の家耐震補強改修工事が主なものであります。

また、人件費については職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

それでは、歳出、4ページをお開きください。

まず、4ページ、企画費については、町地域公共交通活性化再生協議会負担金が主なもので、929万6,000円を増額するものであります。

次に、5ページ、ふるさと創生事業費については、地域おこし協力隊の活動に伴う原材料費が主なもので、120万2,000円を増額するものであります。

次に、8ページ、じんかい処理費については、清掃センター維持管理に伴う修繕費が主なもので、323万9,000円を増額するものであります。

次に、9ページ、農業振興費については、堆肥製造及び野菜栽培技術習得研修に伴う負担金が主なもので、165万3,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、農地費については、基盤整備事業に伴う権利者調査委託が主なもので、557万9,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、農道維持管理費については、農道維持補修に伴う重機借り上げ料が主なもので、102万円を増額するものであります。

次に、同ページ、堆肥センター運営費については、堆肥生産技術指導業務委託が主なもので、121万8,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、観光費については、種子島宇宙芸術祭実行委員会補助金の減額が主なもので、265万7,000円を減額するものであります。

次に、12ページ、堂中野線道路改良事業費及び恵美之江線道路改良事業費については、社会資本整備総合交付金の国費内示に伴う事業費の増によるもので、それぞれ補正するものであります。

次に、14ページ、自然の家運営費については、自然の家耐震補強改修工事が主なもので、1,376万円を増額するものであります。

次に、同ページ、埋蔵文化財費については、中山間地域総合整備事業に伴う下鹿野遺跡確認調査経費が主なもので、108万2,000円を増額するものであります。

次に、15ページ、保健体育総務費については、県民体育大会出場補助によるもので、150万円を増額するものであります。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計への繰出金でありまして、簡易水道事業特別会計においては、中央浄水場ろ過砂購入に伴い358万円の増額、介護保険特別会計においては人件費分が主なもので、710万5,000円の減額が主なものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入の1ページをお開きください。

まず、国庫支出金については、道路橋梁補助金、社会資本整備総合交付金1,440万6,000円の増額、中学校施設環境改善交付金201万7,000円の減額、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業462万7,000円の減額が主なものであります。

次に、同ページから2ページ、県支出金については、権限移譲事務交付金127万円の増額が主なものであります。

次に、同ページ、繰入金については、今回補正の不足額を補うため、財政調整基金から1,976万円を繰り入れるものであります。

次に、同ページ、雑入については、畜産担い手育成総合整備事業250万円の増額、全国和牛能力共進会優勝記念助成金100万円の追加が主なものであります。

最後に、同ページから3ページ、町債については、各事業の財源調整に伴い、それぞれ補正するもので、1,350万円の増額であります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。

質疑は款別に行います。

まず、歳出から。

款の1 議会費、4ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の2 総務費、4ページから6ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の3 民生費、7ページ、質疑はありませんか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 民生費の成年後見制度利用支援事業、これの内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

成年後見制度の関係でございますが、成人が認知症になる前に後見人を指定をして、その後の財産の取り扱い等について権限を持たせるものでございます。

○議長（小園實重君） 4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） この報償費でありますけれども、地域生活支援事業の一つではないかと、このように思うわけではありますが、これは補助事業対応にはならないの

かどうか、これについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 地域包括センターで事業を取り扱うことになりましたが、窓口は基本的に福祉年金係でございますので、一般会計のほうに計上させていただきます。補助の対象にはならないところでございます。

○議長（小園實重君） 4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） このことについて、私もちょっと調べたわけでありましてけれども、この報償費については、いわばこの後見人制度ができた中において、言えばこの指定をする人をお願いをして、それでこの制度自体が進んでいくと、そういうふうなことを聞くわけでありましてけれども、これについては、この報償費の3分の1は国庫補助で賄われるのじゃないかと。私、こういうふうな資料をちょっと見たんですが、これには関係ないのかなと思いますので、もう1回、再度、補助事業は該当しないかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 成年後見制度のこの報償費については、例えば弁護士等に支払う報酬、報償費でございますので、当の本人が財産があれば、町からの執行はない予算でございますので、今の計上している分については補助対象にはしておりません。

○議長（小園實重君） 款の4衛生費、8ページ、質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 衛生費のじんかい処理、委託料に生ごみの搬入用看板作成委託というのがありますが、これは生ごみをじんかい処理場に搬入するための看板を作成するものかどうか、伺います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 御指摘のとおりでございますので、現在、生ごみは堆肥センターに収集を行っているところでございますが、水切りが悪く、異物が除去されずに、製品化に至っていない状況でございます。その対策として、清掃センターの以前の埋め立て地に生ごみ処理用のコンポストを、大型のコンポストを設置をして、EM菌等を使って堆肥化を図る計画でございます。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） それでは、今まで堆肥センターに持ち込んでいた生ごみを、もう全てじんかい処理場のほうで集めて処理をするということで理解してよろしいんですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

- 保健福祉課長（小西嘉秋君） そのとおりでございます。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。
- 6番（上園和信君） コンポスト、何基購入をするのか。それと、コンポストで堆肥化された堆肥はどのように処理をするのか。2点についてお尋ねをいたします。
- 議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。
- 保健福祉課長（小西嘉秋君） 500リットルのコンポストを60基購入予定でございます。

平成29年の実績で、生ごみが313.1トンございますので、大体半年で堆肥化になる計算であります。若干余裕を持っているところでございまして、堆肥化した時点で、異物を除去して製品化にしたいという計画でございます。

- 議長（小園實重君） 6番、上園和信君。
- 6番（上園和信君） その製品化というのは堆肥センターであるのか、それともまた、清掃センターにまた何か設置をして堆肥化するのか。
- 議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。
- 保健福祉課長（小西嘉秋君） 清掃センターで製品化をいたします。
- 議長（小園實重君） ほかにありませんか、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小園實重君） 款の6農林水産業費、8ページから11ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小園實重君） 款の7商工費、質疑はありませんか。1番、河野浩二君。
- 1番（河野浩二君） 種子島宇宙芸術祭実行委員会462万7,000円の減額になっておりますが、内容をお聞かせください。

- 議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。
- 企画課長（小脇隆則君） 宇宙芸術祭の減額補正でございますけれども、国の補助金の決定に基づいて減額補正したものでございますが、アーティストを呼んでこちらで作品展示をするアーティスト・イン・レジデンス及びパラボラ活用イベントを取りやめまして、昨年度まで制作をしてきた宇宙芸術祭の作品展示でありますとか、ワークショップを初め、あと、千座の岩屋を活用したプラネタリウム、そういった事業を実施する予定になってございます。

- 議長（小園實重君） 1番、河野浩二君。
- 1番（河野浩二君） そうすると、この種子島宇宙芸術祭自体の規模が小さくなったと理解してよろしいですか。
- 議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

- 企画課長（小脇隆則君） 当初の予定よりは、これだけ規模が小さくなったということでございます。
- 議長（小園實重君） 商工費、ほかに質疑はありませんか。2番、柳田 博君。
- 2番（柳田 博君） 2番のこの観光費の中に、委託料、植栽委託が載っております。50万円ですが、町長の考え方の桜の木とか、そういうのの委託植栽をするのかお聞きをしたいと思います。
- 議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。
- 企画課長（小脇隆則君） この植栽につきましては、ジャカランダという花木でありまして、観葉植物、南国の庭木として栽培をされているものでして、紫の桜とも呼ばれているものでございます。宇宙ヶ丘公園等を初めとした観光地に植栽をする予定でございます。
- 議長（小園實重君） 次に、款の8土木費、12ページから13ページ、質疑はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 款の9消防費、質疑はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 款の10教育費、13ページから15ページ、質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。
- 7番（立石靖夫君） 14ページの自然の家の運営費なんですけど、大きい事業をする場合には、町長の施政方針に基づいて、3月の定例会で予算計上するのが常でありますけど、1,296万円、耐震補強の改修工事を計画しているようですが、当初計画はあったものの、財源が対応できなかったのかどうか、説明を求めます。
- 議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。
- 教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 自然の家の運営費ですけれども、当初の段階では条例改正を行うための協議中でもあり、所管をする担当課をどこにするかなど、詳細について調整、協議中ではございました。その後、自然の家の運営管理については、引き続き社会教育課でやるということが決まりましたので、今回の補正での計上となっております。
- 議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。
- 7番（立石靖夫君） 私は、3月の定例会の一般質問の中でも社会教育施設の整備について質問したわけなんですけど、町長も、今後30年度中に計画を立て、実施をしなければいけないだろうということで答弁をいただいたんですが、今回、この自然の家の耐震補強改修工事を優先に持ってきた理由は何なのか社会教育課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 自然の家については、現在も使用をしているところでございます。島間地区公民館、また自然の家の2階については、宿泊施設としても使っているところであり、緊急を要するというところでも、耐震補強が必要ということで、今回の予算に計上というところでございます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員のおっしゃるのは当たり前だと思うんですよ。実は、島間だけ地区公民館がないんですよ。それで、会議をするときに、2階のほうも使用させてほしいということになりましたら、2階が海側のほうになっておまして、そこが危険で耐震の審査をせんといかんというようなことになりまして、そういう点で、全体の会議をするとき、向こうは狭いので何とかしてほしいということであったので、それを方針として予算をお願いしたと、これが現状でございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今、質問しようかと思っておったんですが、前から自然の家の中に、島間地区公民館を設置しているということで、この施設の充実をお願いしているけど全然してくれないというような意見がありました。そういうことで、今回はこの地区公民館の整備を凶るのかどうか、この目の耐震強化改修工事からすると、この公民館の設備整備は入っていないと思うんですが、そのことについて、社会教育課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 耐震補強の工事とあわせて、公民館内部の改修もすることになっております。

○7番（立石靖夫君） 議長、休憩行ってください。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時23分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） この耐震補強工事の中に内装の改修工事も入っておりますので、別に発注をする必要はないということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに、教育費、質疑ありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 内装の改修工事費が1,296万の中に入っているという答弁です

が、この内装費は幾らになりますか。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 内装のほうで405万円となっております。

○議長（小園實重君） 次に、款の13、諸支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、歳入、款の11、負担金及び分担金から款の20、町債まで一括して質疑あせんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 民生費負担金で、広域入所児童扶養負担金54万2,000円が計上されています。この説明をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 1ページの広域入所児童扶養者負担金ということでしょうか。中種子町・西之表市から、町内の保育施設に入所した方の扶養者の負担金でございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 中種子町に住所を置いている方の子供さんが南種子町のあおぞら保育園へ入園するための負担金ということですか。中種子町や西之表市に住所がある子供をあおぞら保育園で預かることができるんですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） あおぞら保育園へだけではなくて、町内3園に預かることができますので、その負担金でございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） それは何人ですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 中種子町の人が南種子町に勤務をしている方がいらっしやいますので、町内の保育園に預けている方がございます。その方の扶養者の負担金ということでございます。（発言する者あり）

人数については、手元に資料がございませんので、後でお知らせをさせていただきますと思います。

○議長（小園實重君） 保育園長、園田一浩君。

○保育園長（園田一浩君） あおぞら保育園に広域で入所をしている方は2名でございます。中種子町からの2名です。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、第2表、継続費補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第3表、地方債補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたり質疑はありますか。

7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 歳出の13ページ、学校管理費、燃料が315万円当初で計上しております。

今回390万円予算計上しておりますが、この増に対しての理由について説明を求めます。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 御説明申し上げます。ただいまの御質問でございますが、今回、追加補正をお願いした分については、コミュニティーバスに使用する部分の燃料費でございますが、当然バスが6台ございまして、同一のバスを使用することから、運転士等も混同しやすいということで、一元化を図るということで、教育費のほうへの予算計上とさせていただいております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 多分コミュニティーバスのこの燃料代だろうとは思ってたんですが、町長、そこで、全協の中で、中ノ塩屋を運行しないことになっておりました。私が中ノ塩屋まで運行するようという要望しておりましたが、この決定がなされたのかどうか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越修君。

○町長（名越 修君） 向こうは中ノ塩屋しか乗る人がいないわけですから、当然担当課としてもそのように入れて、今度審議会に諮りますので、つまり、いわゆる地域公共交通の審議会があるわけです。それにそういうふうに入れて諮るようになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 最終的には、その協議会で決めるということですが、今の町長の答弁では、乗る人がいないからということでありましたが、そういうことじゃないでしょ。（発言する者あり）

○議長（小園實重君） 議長を通してください。

○7番（立石靖夫君） コミュニティーバスについては、老人とか向こうに住んでる方が乗るわけですから、いないとは限らないわけなんですよ。ただ、今のところ通学バスとして子供がいないから向こうまでは行っていないという理由でしょうから、これは、今の時点でいないからということとは言えないわけで、今後、高齢者につい

ては、中ノ塩屋から大川まで歩いてくるのは大変なんです。だからぜひ計画の中で、中ノ塩屋まで入れて、向こうでUターンをして、それで上中のほうに上がっていくということでぜひしてください。町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越修君。

○町長（名越 修君） 立石議員の発言と全く一緒です。子供たちが下を通るだけで、その辺を私言ったわけで、下のほうを言わなかったもんですから。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ただいま立石議員の方から、中ノ塩屋の経路についてあったんですけども、今回開始をする中学校の通学バスについては、そちらのほうを経由するように入れてあります。それからあと、洲崎漁港からちょっと島間寄りに行って上に上がる場所がありますが、あそこについても、始発を向こうを通るように、2か所改善をするようにしているところです。ただ、現在運行している高校のバスについては、バスがちょっと大きい関係で、上のほうまで上がれないということがあって、そのバスについては当面現行のままということになるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 農林水産業費の堆肥センターの運営費、堆肥生産技術指導業務委託ということで予算を計上してありますが、この技術指導を誰がするのか、また町長は堆肥センターの運営を30年度中に民間委託するというので、表明しておりますが、その推移をお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越修君。

○町長（名越 修君） ぜひ、民間でやってほしいということをお願いしたんですが、民間にすることによって、今の1,400万円にさらに2,400万円ぐらいプラスしないといけない、つまり、特許料の支払いが加わってくるということになりましたので、現状のままやったほうが良いという結論に達しまして堆肥センターが、わずか1,000トンか1,400トンでは足りないので、2,000トン、3,000トン、あるいは本当は1万トン必要なわけですが、これにするためには、今の45日を30日ですという点でいうと、菌を2倍入れることによって、15日早くできるというのがありますから、そういう点でいって、量産的にあの堆肥は散布しても全部普通の堆肥のように消化してしまうじゃなくて、菌そのものはほとんどが残るわけでございますので、それで1年目、2年目、3年目、少なくふってよろしいという原理でございますから、そういう形で御理解いただいて、もうちょっと職員の研修もこれからやらせて、堆肥づくりをやらせたいという、そういうことでの研修費を計上させていただきました。

あと、内容については課長のほうから説明します。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センター運営費の堆肥生産技術指導業務委託の103万9,000円ではありますが、ここにつきましては、平成30年2月末で製造しておりました契約職員1名が退職した関係に伴うものでありますが、内容等につきましては、平成27年度に業務委託を実施をし、堆肥生産技術向上ということで、本町において技術指導を1工程の中で50日間ということで、実施をしたわけですが、今現在残されております3名の委託契約職員がいるわけですが、その方には、技術指導を受けた方が2名いるんですが、内容等については、2月末でやめた方が重点的に技術指導、あと内容等について、製造過程の中に受けていたんですが、今回、その方がいなくなったということで、再度品質向上のために30年度の補正ということで技術指導を組んだところであります。内容等については、8月以降の50日間の来年3月までの間に技術指導関係を受けるような状況であります。

以上です。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） あともう1点ですが、先ほどから出ています、今度購入した中学校の通学バスの利用で、空いている時間帯に前、私も1回質問もしたんですが、老人クラブの島内研修とか、婦人会の島内研修とか、そういうのにも使われるのかどうか、もう一度確認をいたします。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） お答えをいたします。現在のその件に関しましては、非常にバスの運行管理上厳しいものがございまして、特にスクールバスに関しましては、学校の子供たちの通学に安全性を、万全を期さなければいけないという点がございまして、その使用については、これ以上幅を広げるというのは非常に厳しい現状かと思っておりますので、そこら辺については、今後また検討の必要はあるかと思っておりますが、現状では非常に、ここ2カ月ほど運行しておりますけれども、非常に厳しい状況があるところです。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 私の前の質問では、そういうのもできるというふうに言明をしたんですけども、バスは6台いて、5台が通学に使うと、あと1台が余裕があるので、それを将来できるというふうに議会でも答弁を1回しているんですけども、そこら辺もちょっと考えてもらえませんか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの答弁、ちょっと説明不足の点がご

ございましたけれども、学校行事での使用等が校外の学習活動ですとか、あるいは小中高一環のための中学校と連携をした学習活動、それから、小学校同士での集合学習の対応等、バスの運行が非常に多くなってきております。これに今申し上げるようなものを加えていきますと、学校自体の例えばコミュニティーバス以外の時間帯をさらに利用した形での運営となりますと、学校のそういう対応について非常に厳しい面が出てくるということが予想されておりますので、今後、この1年を通してみて、どれぐらい時間の活用ができるかという見通しを立てなければいけないと思いますが、現段階ではここ2カ月ほどの間では学校のそういう行事を優先することによって、非常に厳しい状況があるという実情でありますので、申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越修君。

○町長（名越 修君） 教育委員会の関係で補助をもらった関係で、教育委員会は融通がききませんから、決まっておりますので、ですから、今までマイクロバスをそこに使っていましたから、それを一般用に使いますので、そういうことで理解していただければありがたいと思います。

○議長（小園實重君） 教育長、管理課長の答弁をもうちょっと明確に説明を求めたいと思いますが、規定上、法規上できないという定めがあるのかというのが1点、現状の管理課長が触れた業務事業量によって、5番議員の質疑に対して対応が難しい、厳しいもうちょっと期間をみたいということなのか、その2点について。

○教育長（遠藤 修君） まず、法的には別に問題ございません。ただ、運行状況からして、自由に使えるだけのバスの余裕があるかということ、ちょっと今運行している思っていることが、6台ありますけど、常時5台が動きます。その1台は、非常時のための待機しているバスですので、通学時間帯は使えません。それから、学校が、きょうもなんですけど、中体連の試合を今やっていて、それにバスを使うんですが、途中で、学校にいる子供を帰さないといけないので、そのスクールバスを走らせることができるかどうか、残りの1台を。運行業者とも相談をしたら、中種子町の辺までだったら何とか、何かあったときに帰ってこれるだろうと。となると、西之表市まで走っていたら間に合わないときがある、いろいろなそういう条件が1つありますというわけです。もう一つは、今まで、各小学校も含めて、学校が町の従来のマイクロバスを使っていたわけです。それを、スクールバスにどんどん変えてきたものですから、そういう意味でスクールバスの余裕がなくなっていると、だから、しばらく状況を見てみないかというのが、課長の答弁だったと思います。そこで、学校がスクールバスを使う分、町のマイクロバスが空いているので、先ほど町長の答弁の中では、そちらのほうが使えるのじゃないかと。ですから、私

のほうも使える範囲内では動かせるんじゃないかとは思っております。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時47分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

全般にわたり、ほかに質疑はありませんか。1番、河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 後に戻って申しわけございませんが、堆肥センターの運営は、町長の重要な施策であると私自身思っております。一般質問において、民営化するというふうな発言をしているわけですが、きょうは民営化しないというような発言をいただきました。これは重要な問題で、私どもは一般質問をして、そして、民営化するというから、町民に対してもそのように答えるわけですよ。もうしばらくしたら民営化するんだと、それは今の質問がなかったら、そういう話にもならないというのは、ちょっとこれは不快感を感じます。つまり、一般質問はどうでもいいのかというようなことになって、もう一般質問する気がなくなってきましたので、この辺のことははっきり、例えば町長の行政報告というのがあるんですから、そのところでしっかりと民営化するというような答弁をしたんだが、実はこういう理由でできなくなったというようなことを私はすべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越修君。

○町長（名越 修君） 今、副町長からも言われましたが、私は全協を開いてやるということの中に、方針を中で述べるつもりでいたんですよ。ところが、ちょっと出張といろんなことで、それをしないままに総務課長がまとめた、そういうふうになってしまって、言いそびれているわけでありまして、議会の途中ででもつまり折衝が日曜日に終わったんですよ。一応そういうことでやらざるを得ないというのは、その前に町はつまりまだ2,400万円もプラスしてやるというのは不可能だと、山村さんという方がもう南種子などは別にして、世界に向けて堆肥の菌を販売することで、どうしようもない状態になっているのは事実だから、それで、昔からの友達というのは、中種子町の石橋さんと南種子町の上妻さんと、3人が仲間だったんですよ。そういうような仲間の中で、豚の堆肥の処理の問題もあつたんですよ。それも処理するということと同時に、今度はでんぷんかすと、それから焼酎かすと、それも入れることによって生産の増産を図ろうということでの課長が言った研修の費用を組んだわけですから、それは、来てもらうことによって、つまり特許料を払わない

というようなことを含んで、どうしても議会中でも開かないといけないということ
で言われていましたが、これは、河野議員の言うとおりでございますので、お断り
して、詳細の内容についてまたちょっと議長に時間をつくっていただいて、こちら
の決定したそれと向こうとの折衝の内容についても説明したいと思っておりますので、申
しわけございません。よろしく申し上げます。

○議長（小園實重君） 議案としては関連になっておりますが、まだ質疑を続けますか。
1番、河野浩二君。

○1番（河野浩二君） とにかく、内容はともかく、町長、政策に転換があった場合は、
速やかに議会に報告していただきたいと、このように思いますので、今後ともよろ
しくひとつお願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号平成30年度南種
子町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

お諮りします。休憩が必要でしょうか。（発言する者あり）

ここで、午後4時まで暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時59分
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第33号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）

○議長（小園實重君） 日程第11、議案第33号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘
定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第33号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,502万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

款の10繰入金につきましては、職員給与費等分として、50万1,000円を追加するものでございます。

次に、歳出2ページをお願いいたします。

款の1、総務費でございますが、給与費等人件費に係るもので、50万1,000円を追加するものでございます。

款の3、国民健康保険事業費納付金でございますが、退職被保険者分の納付金について、項の1医療給付費分から項の2後期高齢者支援金分へ15万5,000円の予算組みかえをするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は、全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第34号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小園實重君） 日程第12、議案第34号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1号補正予算書をごらんください。

平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,876万1,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の主なものを歳入から説明いたします。

まず、款の6、繰入金ですが、一般会計から358万円の繰入予算を計上するものです。

次に、2ページの歳出でございますが、款の1、総務費、一般管理費で、職員手当等共済費については、負担率の変更等に伴う差額の補正であります。役務費の手数料は、水質検査手数料として56万5,000円の減額補正するものでございます。

委託料については、業務委託発注等実績に伴い減額補正するものでございます。

次に、款の2、事業費、簡易水道事業費、簡易水道施設費でございますが、委託料については、発注実績に伴い減額補正するものです。原材料費については、中央浄水場の緩速ろ過地のろ過砂補給での購入予算を計上するものです。

次に、3ページ、中央簡易水道事業費については、委託料の業務委託発注実績に伴い、工事請負費への組み替えを行うものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は、全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(小園實重君) 日程第13、議案第35号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長(小西嘉秋君) 議案第35号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ552万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,601万円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて、御説明いたします。

まず、歳入の1ページをお願いいたします。款の4、国庫交付金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の増額補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額ものでございます。

歳入の2ページでございますが、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の減額に伴うもの及び介護給付費及び地域支援事業の増額補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額するのでございます。項の2の介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額42万4,000円を基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の3ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、人事異動によります給料、職員手当等、共済費における共済組合負担金、その他使用料の減額が主な補正の内容でございます。

款の2、保険給付費につきましては、今後の所要額を算出し、補正を行うものであり、高額介護予防サービス費で40万5,000円の増額をするものでございます。

款の5、地域支援事業費の介護予防、生活支援サービス事業費につきましては、生活サポーター事業の補助金、高額介護予防サービス相当事業の負担金の増額をするものでございます。

同じく款の5、地域支援事業費の一般介護予防事業費につきましては、報償費、費用弁償の増額、委託料の減額を行うものでございます。

次に、歳出の4ページでございます。

同じく、款の5、地域支援事業費の項の7、包括的支援事業及び任意事業につきましては、総合相談事業費の共済費の増額、任意事業の報償費、委託料の増額、在

宅医療、介護連携事業費の需用費の増額が主なものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は、全般にわたって行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第36号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（小園實重君） 日程第14、議案第36号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第36号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

1 枚目をお願いいたします。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,927万5,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の1 ページをお願いいたします。

款の4、繰入金でございますが、人事異動に伴う一般管理費の増額に伴うもので、127万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳出の2 ページをお願いいたします。

款の1、総務費でございますが、給与等人件費に係るもので、127万5,000円を追

加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は、全般にわたって行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第1号 教育長の任命について

○議長（小園實重君） 日程第15、同意第1号教育長の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、名越修君。

○町長（名越 修君） 同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育長の任命についてでございます。

下記の者を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所は南種子町中之上2344番地1、氏名は遠藤修、昭和22年10月22日生まれでございます。本件は、平成30年6月14日で任期満了となるため、引き続き遠藤修氏の再任をお願いするものであります。教育長として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第16 議員派遣

○議長（小園實重君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月21日、午前10時に開きます。

本日はこれで、散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時20分

平成30年第2回南種子町議会定例会

第 2 日

平成30年6月21日

平成30年第2回南種子町議会定例会会議録

平成30年6月21日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 委員長報告（陳情審査）
- 日程第2 発議第4号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書について
- 日程第3 発議第5号 生活交通確保のための地方バス補助制度見直しを求める意見書について
- 日程第4 閉会中の継続調査申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	8番	日高澄夫君
9番	西園茂君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君

会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	小脇隆則君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
保育園長	園田一浩君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
教育委員会管 理課長兼給食 センター所長	島崎憲一郎君	農業委員会 農事務局長	古市義朗君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 委員長報告（陳情審査）

○議長（小園實重君） 日程第1、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会位に付託していましたが、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、河野浩二君。

[河野浩二総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（河野浩二君） 総務文教委員会に付託されておりました陳情第3号の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月13日全委員の出席のもと、第1委員会室において委員会を開きました。

陳情第3号は、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算にかかわる意見書採択についてであります。

提出者は、南種子町中之上1702番地の30、濱田真由美氏であります。濱田氏より、陳情内容について趣旨説明があり、子供たちともっとかかわりたいのだが、教材研究などで時間をとられ余裕がない。教職員をふやしていただくことで、よい授業や子供たちの生活指導を充実させることができる。また、1学級40人という基準を35人、30人に減らして子供たちに目が行き届く教育をしたい。複式学級は1学年に与えられる時間が短い。基準を避けてできるだけ単式学級になるような手立てをとってほしい。国は財政難の中、国庫負担金を減らそうという動きがあるが、地方財政も厳しい。もっと減らされることになると教師の確保ができないうえ、教育の質が落ちていく。子供たちの教材、施設へのしわ寄せが来る状況もある。義務教育費国庫負担金を2分の1に復元をというのが願いであるとのこと。

質疑では、毎年同じ内容の陳情を出し続けているが、その効果はどの問いに、日本全国でこの取り組みをしている。県下ほとんど採択していただいております、文部科学省の強い後押しになっている。財務省、総務省はまだカットしたい意向だが、この陳情の取り組みで3分の1にとどまっている状況だと思うとのこと。長時間労働の問題で、本町の教育委員会から改善について通知があったかとの問いに、通知が出ている。時間を把握するため毎月集計を教育委員会に出している。委員会からは

削減できるところは精選したり行事を重ねたり努力をしてくれと指示が出ている。県議会に請願、陳情はしているか。安倍首相は今国会を働き方改革と言っている。学校の前を通るが夜9時ぐらいまで電気がついている。精神的なことも含めて大変だと思うが、実際、現場の状況はどうなのかの問いに、県議会には毎年請願を出している。働き方改革は、今回、学校の教職員は対象外、小学校はそうでもないが中学校は部活動とかで月100時間を超える教職員が相当多いとのこと。

以上で、提出者の説明と質疑を終了、次に、教育委員会管理課島崎課長、白田参事にも出席を求め、南種子町の小中学校の現状について説明を受けた。子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を図ることは非常に重要な課題であり、制度的な改善も必要だと思っている。

国庫負担制度の2分の1への復元については、平成18年に小泉内閣のときの三位一体改革で3分の1に見なおされていて、それを復元する内容となっている。県が現在3分の2を負担している。県としても補助率復元については当然希望していると考えている。国の学級編成基準を改めることについては、本町にとっても有効なものとする。今年度、中学校新1年生が40人、学級編成基準が35人と改正になれば2学級編成が可能となる。また、中平小学校でも5年生や今後入学予定の学年でも同様の35人から40人の間というケースが見られる。制度改正によって今後正規の常勤職員の確保、増員も可能になるとのことでした。

質疑では、過労死基準を超える100時間以上の残業を強いられる職員もいると聞く。陳情提出者のお話では、このままいくといじめ、教育等重要な部分が見落とされる可能性が出てくるとのこと。業務改善されているとのことだが、中学校において部活動の指導を教職員以外の住民の方にやってもらうことで、先生方の時間に余裕をとってもらうという考え方はないかについて、運動部活動のガイドラインがあり、部活動に関する業務改善に関する指針が示されている。その中で、週1回は部活動の休養日の設定、土日のどちらかは部活なしということで推進していくことが示されている。南種子中学校でも去年から休養日は設定している。ことしから月曜日は部活動終わりのバスは運行しないということで、部活動休養日として設定、先生に周知して、土日のどちらかは部活なしということで推進してもらっている。外部の指導者を入れるところもあると思うが、生徒指導的な側面で生徒たちのかかわりもあるため、完全に外部指導者にまかせることは難しいと思う。部活動の先生を2人ずつつけて交替できる体制がとられているとのこと。学級編成基準について、適切な人数はどう考えているかについて、本町では複式学級を抱える小規模校が多い。35人にかかわる分では、中平小学校と南種子中学校、また小規模校の複式を解消できるかが大きな課題。今ある基準の中で、その定数を確保するため手立ての一

つとして宇宙留学制度を導入、1、2年生の複式解消に努めているとのこと。

ほかに質疑、討論はなく、陳情第3号は賛成多数により採択すべきものとして決定をいたしました。

陳情第3号について、本会議において採択された場合、意見書の発議を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いしたいと思います。

以上で、総務文教委員会に付託された陳情審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小園實重君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

陳情第3号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算案に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 発議第4号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書について

○議長（小園實重君） 日程第2、発議第4号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○3番（大崎照男君） 発議第4号について、提案をいたします。

発議第4号は、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書であります。別記意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に

提出するものであります。

提出者は、南種子町議会議員大崎照男、賛成者は南種子町議会議員河野浩二、同立石靖夫、同日高澄夫でございます。

趣旨については、陳情審査の委員長報告で報告しましたので省略しますが、要請事項は次の3項目であります。

1、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため国の学級編成基準を改めて、学校統合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、文書の整理等については議長に一任願います。

日程第3 発議第5号 生活交通確保のための地方バス補助制度見直しを求める意見書について

○議長（小園實重君） 日程第3、発議第5号生活交通確保のための地方バス補助制度見直しを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

○7番（立石靖夫君） 発議第5号について説明をいたします。

提出者、南種子町議会議員立石靖夫、賛成者、南種子町議会議員河野浩二、同じく南種子町議会議員大崎照男、同じく南種子町議会議員日高澄夫であります。

発議第5号については、生活交通確保のための地方バス補助制度見直しを求める意見書であります。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をするものであります。

意見書の要旨については次のとおりであります。本議員としては下記3点を強く政府に求めるものであります。

第1点は、平均乗車密度の輸送量15人から150人を大幅に引き下げること、2番目に、国の補助率の引き上げ及び対象経費拡大を行うこと、3番目に、離島、過疎地域公共バスの運行確保、特に交通弱者（高齢者、行政区域外に通学する生徒、自動車免許返納者等）の交通手段の確保対策のため、制度拡充をすることです。

平成30年6月21日、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

各議員の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号生活交通確保のための地方バス補助制度見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、文書の整理等について議長に一任願います。

日程第4 閉会中の継続調査の申し出

○議長（小園實重君） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成30年第2回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小 園 實 重

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 上 園 和 信